商工だより

No.51

小規模事業施策の特集



奈良商工会議所

《現代のプロメテウス》

近電工は
あすを考えています



総合設備産業のパイオニア――
〈近電工〉は新しい時代の展開とともに成長をつづけ70年代のエネルギーを先導します。

電気・計装・空調・土木

近畿電氣工事株式會社

取締役会長　大　森　久　司
取締役社長　今　元　康　彦
奈良支店長　岸　井　英　夫

KING

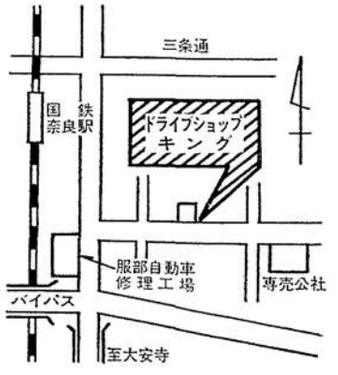


◎部品部　各種外車・国産車部品
付属品、工具

◎用品部　日本ドライブショップチェーン加盟店
Ｊ．Ａ．Ｆ．取扱店
アクセサリー・ドライブ用品

株式会社　**キング商會**

奈良市杉ケ西町35―2(専売公社通り)
TEL奈良（0742）22―0106(代)



日本染織工業株式会社

取締役社長　越　智　岩　太　郎

営業種目

輸出・内需・綿・スフ・純毛・化(合)繊・麻蚊帳その他の製織並に染色整理加工
A、製織(綿・スフ・純毛・化(合)繊・麻蚊帳地・服地・芯地・モスリン・その他)
B、染色(綿・スフ・純毛・化(合)繊・麻織物の染色整理加工「特に樹脂加工」
（キリンモスリン・キリンウール特1号）

本社 本社工場	奈良市大宮町2丁目3番7号	電話奈良(33)4980・5751・5752 5753・5754
西大寺工場	奈良市西大寺町160	電話奈良(33)5755・5756
京都商事部	京都市下京区不明門(アケズノモン)通り六条下る	電話京都(361)5345 代
大阪営業所	大阪市東区淡路町2丁目野口ビル	電話大阪(202)5908・6810

中町6番地



すべての人に生きがいを

奈良県商工労働部長
時政基資

九月の心身障害者雇用促進月間を通じ、心身障害者の雇用に実績をあげておられる事業主の方々からお話をお聞きしたり、その事業所を訪ねて実際に心身障害者の方々が働いておられる現場をみる機会を得た。

これらの職場では、心身障害者の方々は事業主はじめ周囲の暖かい愛情と理解に見守られながら、将来への明るい希望に燃えて元気に働いておられ、それぞれ与えられた仕事を立派にこなして、「自分達も立派に社会の役に立っているのだ」という誇りに満ちているようで、一般に心身障害者にみられる暗さなどみじんもなかった。勿論最初から事が順調に進んだわけでは決してなく、採算を無視できない企業として、作業能率の劣る障害者を雇用し、彼等を職場に適応させていくためには、並々ならぬ苦労があったとお聞きした。しかし、彼等に失敗や少々の不都合があっても辛抱強く寛大な気持で指導し見守っていくうちに、彼等の殆どは周囲の人々とも協調しはじめ、仕事にも以前には想像もできなかった能力を発揮しはじめるという。

心身障害者の雇用に成功し、彼等からその隠れた能力を引き出して立派に戦力として役立てておられる事業所の方々に共通していえることは、心身障害者に対して常に深い理解と忍耐と愛情をもって接しておられるということである。

経済成長一本槍から福祉優先への道を前進しはじめたわが国社会にとって、すべてのめぐまれない人達に生きがいを与えることが益々重要な課題となりつつある。残念ながら心身障害者の雇用についてすべての事業主に充分な理解があるとはいえない現状であるが、企業の社会的責任の重要な部分として、この面についても一層の御協力をお願いしたいと思う。

国や自治体の行政においても心身障害者の雇用促進のため解決せねばならない課題は極めて多いが、何よりもまず私共担当職員の一人一人が心身障害に対する真の理解に徹することが大前提となるということをこの月間を通じて痛感したことであった。

目　次

国の昭和48年度中小企業施策
高度化対策の抜本的拡充を日商が要望……2
当所議員・常議員の定数増加……4
奈良観光に発想の転換を…当所観光懇談会…5
奈良観光を考える協議機関の設置等について県に要望……6
奈良観光に思う……大東　善治…7
奈良商工会議所婦人会が発足……8
随想　めぐみ……野村　秀子…9
奈良県立短期大学修業年限を三年に……9
会議所のうごき……10
随筆　ごみこそ宝の山……栗原　四郎…14
今後の百貨店法改正の方向
産構審中間答申……16
小規模事業施策の特集……18
経営改善普及事業は
こうしてすゝめられます……18
小規模企業のため金融制度……20
小規模事業者のための税制……22
小規模企業共済制度とは……22
相談事例のご紹介……23
人材開発コーナー速報……25
会員消息……26
小売物価……27

奈良近鉄タクシー株式会社

本　社　奈良㉓1181　大代表

取締役社長　杉本勝彦

＜事業場一覧＞

奈良	奈良㉒5501 代	九条郡山	②7246	榛原	榛原②0551 代
近鉄前	〃 ㉒5271	天理	天理②1453	大宇陀	大宇陀③0018
法華寺	〃 ㉒0966	田原本	田原本②4866代	五条	五条②3297 代
西大寺	〃 ㊺0987 代	八木橿原	②1032	下市	下市②3705 代
あやめ池	〃 ㊺0095	橿原神宮	〃 ⑦0478	上市	吉野 2961 代
学園前	〃 ㊺0091 代	壺阪	高取 2043	吉野山	〃 3021
登美が丘	〃 ㊺0781	高田	高田㊷5921代	柏木	柏木 33
富雄	〃 ㊺0096	御所	御所②6261代	吉野	吉野 5305 代
生駒	生駒③2067	桜井	桜井②6288代	紀寺工場	奈良㉓1187

“豊かな生活（くらし）を支える電気”

クリーン・エネルギーで　豊かな郷土づくりをめざす……

…… 関西電力（株）奈良支店

電話　奈良（24）1201（代）

電気は、創らねばなりません。
電気の「道路」づくりにも、もっと土地が必要です。

明るく住みよいあすを　関西電力はそれを求めています

国の昭和48年度中小企業施策

高度化対策の抜本的拡充を

日商が要望

日本商工会議所は九月二十一日午前十時から東京丸の内の東商ビルホールに田中首相、中曽根通産相、有田経企庁長官ら主要閣僚を招き第三十六回通常議員総会を開いた。

永野会頭はあいさつの中で

① 輸出を罪悪視するような輸出税、輸出課徴金については慎重に対処すべきである。

② 景気を一層振興するとともに、社会資本の充実、公害問題の解決を図るため来年度予算では国債の発行を辞すべきではない。

③ 五千億円以上の大幅な所得減税を実施すべきである。

④ 日本列島改造では土地対策が重要である―などの点を強調した。

このあと議事に入り、日本列島改造問題に関する意見をはじめ、小企業経営改善資金制度の実現および小規模事業対策の抜本的拡充推進に関する意見などの案件をそれぞれ決議、直ちに政府、国会へこの実現を要望した。（要望内容別項の通り）尚当所からは河合副会頭、和井田専務理事が出席した。

国際化の進展、国際経済情勢の不安定、人間・環境尊重社会への移行、国土改造・工場再配置の推進、産業構造の知識集約化への指向等内外情勢の急激な変化に即応して中小企業構造の高度化近代化を推進するためには、あらたな発想の下に政策展開が必要である。こうした観点から48年度において、中小企業関係予算の大幅確保等、左記施策の実現をはかられるよう強く要望する。

記

一、小規模事業対策の抜本的拡充

(1) 融資規模1兆円の経営改善資金融資制度の創設

環境変化の激変に対応して経営改善を行なう小規模、零細企業に対し商工会議所会頭の認定により、貸付限度1件100万円まで低利かつ無担保、無保証で融資を簡易迅速に行ない得る制度を創設されたい。

(2) 経営改善普及事業の充実

小規模事業者にとって親しみ易い相談指導体制の確立をはかるため、経営指導員、記帳指導員、小規模企業振興委員の増員等経営改善普及事業の抜本的な拡充をはかられたい。

(注) 小規模事業対策については、「昭和48年度小規模事業対策の抜本的拡充に関する要望」を別途提出。

二、中小小売商業対策の充実

(1) 中小小売商業振興法の制定

百貨店法の改正、資本自由化の推進等にともなう中小小売商業の近代化、合理化の緊要性にかんがみ、中小小売商業の体質強化、組織化の推進等を内容とする中小小売商業振興法を制定されたい。

(2) 商業近代化地域計画事業の推進

商業の近代化をはかる見地からも、効率的機能的な街づくりのためにも立体的な商店街造成や中核店舗の計画的配置等流通面を十分考慮した都市の再開発を積極的に推進することが必要であり、このため、商業近代化地域計画事業を一層拡充されたい。また、計画を具体化する場合の助成についても検討されたい。

(3) 販売士制度の確立

商業に従事する者の資質の向上をはかるため、商工会議所が実施する販売士制度を法的に確立するとともに、これが実施のための経費に対して補助されたい。

三、中小企業者の定義の拡大

小規模、零細企業対策の充実を前提として、所要の法律改正を行ない、中小企業者の定義を拡大されたい。

四、中小企業構造の高度化、近代化の推進

(1) 中小企業振興事業団事業の拡充

中小企業振興事業団の事業量の拡大をはかるとともに事業内容を拡充されたい。特に、(イ)土地の先行取得事業、(ロ)産地中小企業の知識集約化のための商品・デザイン開発事業をあらたに創設するとともに、商店街近代化事業、共同店舗、ボランタリーチェーン等商業関係融資について特定高度化事業とされたい。

(2) 産地の構造改善対策の推進

内外の情勢に応じて、中小企業の構造改善をさらに徹底するため、産地ごとの構造改善に対する指導および助成制度を新設されたい。

(3) 事業転換対策の充実

中小企業の事業転換を強力に推進するため、転換のための診断指導事業の創設、中小企業振興事業団、中小企業金融公庫および国民金融公庫の事業転換貸付の充実をはかられたい。

(4) 情報提供体制等の整備

中小企業が必要とする技術、新製品、転換等についての経営情報を組織的に提供するため、中小企業振興事業団に中小企業情報センターを設置するとともに地方都市における情報処理を促進するため、商工会議所が行なう情報提供、情報処理について助成を行なわれたい。

(注) 情報提供、処理については、「地方都市における情報化促進に関する要望」を別途提出。

(5) 技術対策の強化

中小企業の技術水準の向上をはかるため、技術改善費補助金制度の拡充、国産新技術企業化等貸付制度の拡充、国公立試験研究機関における中小企業向け技術開発研究および技術指導の強化等施策の拡充をはかられたい。

五、公害防止対策の推進

(1) 産業公害相談事業の拡充

商工会議所が実施している産業公害相談事業を拡充されたい。

(2) 公害防止に対する金融税制措置の充実

中小企業金融公庫、国民金融公庫の公害防止貸付枠の拡大と貸付対象に廃棄物処理業者を加える等制度の拡充をはかるほか、過密公害による移転を容易にするため、移転に対する特別融資制度を新設されたい。

また、公害防止準備金の適用業種の追加、特別償却制度の適用期限の延長を行なわれたい。

(3) 共同公害防止事業の拡充等中小企業振興事業団の共同公害防止事業、特定組合リース事業、工場集団化事業等を充実するとともに、公害防止事業団の建設造成事業の拡充をはかられたい。

(4) 公害防止機器、技術開発の促進

中小企業に適した公害防止機器、技術の開発を促進するため、国公立所および日本商工会議所は、小規模事業対策に、懸命に取り組んでいるが、ここにさらに決意を新たに、「行動する商工会議所」として、今後一段と本事業を展開せんとするものである。

政府におかれても、昭和四八年度において

(1) 融資規模一兆円の「小企業経営改善資金制度」即ち商工会議所会頭の認定による一〇〇万円迄の低利・無担保・無保証の簡易迅速な融資制度の創設

(2) 小規模事業者にとつて親しみ易い相談・指導体制の強化に対する助成

(3) 事業主報酬制度の創設、留保金課税の撤廃等大幅減税の断行など

小規模事業対策の抜本的拡充を勇断を以て実現するよう強く要望する以上決議する。

昭和四七年九月二一日

日本商工会議所第三六回通常会員総会

小企業の改善資金に

一兆円の融資制度

わが国の小規模企業は、事業所数約三八〇万(全事業所数の八三%)従業員数約一、〇八〇万人(農業従事者約八九〇万人)を数え、経済的、社会的、政治的安定勢力となつているが、とくに最近の内外のきびしい経済環境の変化に直面し、最も大きな影響を蒙りつつあり、抜本的な対策を講ずる必要に迫られている。

地域総合経済団体である各地商工会議

試験研究機関の公害関係技術開発の充実、技術改善費補助金制度の公害特枠の拡充をはかられたい。

六、中小企業金融の充実

(1) 政府関係中小企業金融3機関の充実

政府関係中小企業金融3機関の貸出規模を拡大し、貸付限度額の引上げ、貸付金利の引下げ、貸付条件の緩和をはかられたい。特に、商工中金に対する出資を増額し、貸付金利の引下げを行なわれたい。

(2) 信用補完制度の充実

信用保険公庫の保険限度額の引上げ、保険料率の引下げを行なう一方融資基金に対する出資増額により信用保証協会の基盤を強化し、協会の保証料の引下げをはかられたい。

(3) 激甚災害の場合の貸付金利の引下げ等

激甚災害の場合の貸付金利について、現行6.5%を6.2%に引下げるとともに、特に被害の大きい者に対しては、農林並みの特利（3.0%）とされたい。

また、農業災害補償法、漁業災害補償法と同様の中小企業災害補償法（仮称）を制定されたい。

(4) 高度化資金等の窓口の拡大

高度化資金、設備近代化資金および激甚災害の場合の窓口として商工会議所を活用されたい。

七、中小企業の税制改善

中小企業の税負担を軽減するため、特に、次の措置を講ぜられたい。

(イ) 所得税上事業主報酬制度を創設すること。

(ロ) 中小同族法人に対する留保金課税の廃止を断行すること。

(ハ) 中小法人についての法人税率の軽減税率の適用所得限度額を現行300万から500万円に引上げること。また、軽減税率の軽減をはかること。

(ニ) 商工組合中央金庫および信用保証協会の抵当権設定登記等に係る登録免許税の軽減措置を延長すること。

八、国際化の進展への対応

(1) 中小企業海外投資協力事業団の創設

中小企業の海外投資を促進するため、中小企業海外投資協力事業団の創設をはかられたい。

(2) 為替変動保険の創設等

為替変動保険を創設するとともに為替変動準備金制度を抜本的に拡充されたい。

(3) 輸出税等の回避

輸出税、輸出課徴金は輸出中小企業に甚大な影響を与えるので、これを絶対に避けられたい。

元会頭 吉川島次氏逝去



当所元会頭・吉川島次氏（奈良吉川産業株式会社社長）は九月二十二日、逝去されました。謹んでお悔み申し上げます。享年八十五才。

同氏は、昭和二十四年より奈良県商工会議所副会頭二期、同二十八年より会頭三期の永きにわたり要職につかれ、同三十六年からは顧問として引続き地区産業の発展に尽された。

また県蚊帳工業組合理事長、大和経済倶楽部会長、奈良県産業訓練協会会長等の要職も歴任された。

当所議員・常議員の定数増加

当所の議員定数は現行の七五名から一〇〇名に、また常議員定数は二〇名から三三名に増加されました。

奈良市の人口は一〇年前より六三%ふえて約二三万人となり、当所の会員数も年々増加している現状に鑑み、かねて議員総会の議を経て通産大臣あて議員・常議員定数の増加を申請しておりましたがこのほど次のように認可されました。

尚、本定数については昭和四八年九月任期満了に伴う議員・役員の改選から実施されることになっています。

◇議員定数

一号議員	五〇名（旧四〇名）
二号議員	三五名（旧二五名）
三号議員	一五名（旧一〇名）
合計	一〇〇名（旧七五名）

◇常議員定数

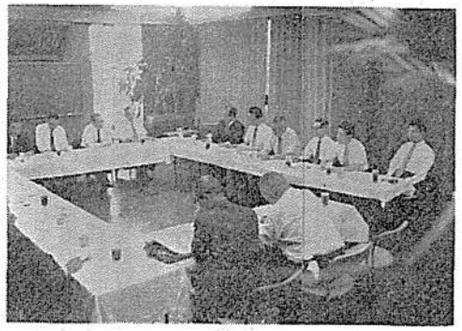
三三名（旧二〇名）

奈良観光に発想の転換を

今後のあるべき姿を求めて当所観光懇談会

七〇年代の変化と多様性のなかで、奈良観光は発想の転換を迫られている。文化財と鹿とに代表される観光から更に次元を高めた文化観光奈良へと脱皮することが求められているというわけである。こうした情勢をふまえて秋のシーズンを控えた九月十六日午前十時から当所ホールで、県・奈良市の観光所管部長、春日大社宮司をまじえ、当所観光関係議員による観光懇談会が開かれ、大東善治当所観光部会長を座長に今後の奈良観光の課題および当面提起されている奈良公園の車乗り入れ規制問題、鹿の保護育成管理問題等について話合われた。本稿は同懇談会のあらましである。

（文責在事務局）



座長　奈良公園の車乗り入れ規制問題、鹿の問題は、今後の総合的な奈良公園のあり方で考えるべき問題であると思うので、まず今後の奈良観光の課題について話合っていただきたい。

A　これまでの奈良観光は、鹿と文化財につきる。今後はこれでよいか。特に修学旅行中心からグループ旅行に変わりつつあるなど観光客の構造が変化しており、これに伴って宿泊観光から周遊観光に移行してきているのが現状だ。時代の流れだからといって、我々はこのままの姿勢でよいのか。抜本的に考えなおす必要がある。

道路拡幅へ用地先行手当

B　車のふえ方にくらべ道路の立ち遅れが目立つ。モーターリゼーション時代に、道路をよくしないことにはこれからの観光に対処できない。

今や幹線道路は二車線では不充分だ。阪奈道路にしても二車線のころ（現在は四車線）は追い越しができず非常に不便だった。国道二十四号線にしても、たとえバイパスができても、今の二十四号線が二車線のままでよいかどうか。ぜひとも四車線にすべきだと思う。だから、今から家のない部分で拡幅の用地を手当としておくべきだ。将来大和平野は全部都市化して、用地確保がますますむつかしくなろう。

C　公園の車規制についても、これを実施するとすれば大規模な駐車場がいる。早急に用地を確保しなければなるまい。

イメージの統一を

D　観光都市としての印象を高めるため町をもっと清潔にしなければいけない。猿沢池北側の道路沿いの店にしても国際文化観光都市として、あのままの姿でよいかどうか。

E　すっきりしたものに整備する必要があろう。都市の清潔感を高めるには、イメージの統一といった配慮も大切。たとえば倉敷の古い町並みにあるくだもの屋の例だが、販売面から考えると近代的な店舗にしたいところだろうがこのくだもの屋は環境にマッチした店構えに工夫されていた。観光地の業者としてはこうした配慮は大切なことだと思う。

ほしい〝夜の魅力〟

D　夜景についても、工夫がほしい。夜のそぞろ歩きを楽しめる夜景が。

F　確かにそうだ。商店街にしても、一定時刻以後はショッピングはできなくても、商店街全体をもっと明るくし、店の中が見えるような構造にして楽しく見物できるようにできないものだろうか。

G　奈良の夜の観光には特色がない。

出席者（順不同敬称略）

◇ゲスト◇

奈良県企画部長	竹田　初生
奈良市経済部長	滝川　正治
春日大社宮司	花山院親忠

◇当　所◇

副会頭	河合利喜蔵
植田蚊帳㈱社長	植田喜三郎
大和観光㈱社長	大東　善治
㈱あかしや社長	水谷　嘉六
㈱天義堂社長	細田　義雄
奈良交通㈱社長	安藤　四良
梅原梅月堂代表者	植原　一光
㈱あしびや本舗社長	西田　誠宏
㈱梅花堂社長	南畝泰一郎
㈱平城社長	箸尾　達哉
三笠物産㈱社長	松岡　太郎
㈱三山旅館社長	八尾喜司雄
専務理事	和井田恒道

何か一つ魅力になるものをつくらんといかん。きれいごとだけでは大人の観光客は来ない。いわゆる大人の夜の魅力が必要だね。

H　夜の観光資源は必要だが、だからといって奈良のイメージをこわしてはならないので、大人の夜の観光については、広域的な考え方からたとえばそれを生駒に求めるという方法もあろう。奈良だけでみていくのでなく北和という大きな〝面〟の中で有機的なつながりを考えていくべきだと思う。

I　奈良は宿泊施設にしても貧弱のそしりをまぬがれないが、環境のよい所は規制がきびしく、施設の整備ができない。ある一角に特別な地区を設けるくらいの英断がほしいものだね。

町づくりにも発想の転換

J　町づくりのあり方について抜本的に検討すべきだ。現市庁舎の跡地及び南市界わいのあり方にしても、思い切った発想で考えるとよい。画一的な規制でなく、きびしい所とそうでない所を区分けして町づくりを考えることだ。

K　そうだね。町並みが途断えたところから奈良観光が始まるというのが現状だ。これではいかん。奈良観光の〝ふところ〟をもっと大きくせんとね。

H　そうした意味あいからも、伝統産業が観光にもっと活かされるべきだと思う。伝統的な技法、構えを奈良格子の中に保護し、これを観光の対象として〝面〟の中に活かしていくとよい。

L　町づくりといえば、国鉄奈良駅とその周辺の整備も課題の一つ。関西線によって奈良が東西に分断されないよう、国鉄は高架にし、その周辺を再開発するとよい。広がりゆく新奈良京の中での文化観光都市のあり方を考えたい。

G　夢物語りと笑われるかもしれんが、平城宮趾を全面駐車場にし、更に奈良阪や高畑にも大駐車場をつくって外来の観光の車はそこで一切ストップさせ、市内は専用バスで遊覧するようにしたらどうだろう。（おもしろいネ、との声）

M　埋もれた観光資源の発掘も大切な課題。たとえば〝まんじゅうの神様〟漢国神社などは、もっとPRされてよい。

N　行事についても、見世物的なお祭りと、市民参加のお祭りとを整理し、もり上げていく方法を考えることだ。観光と市民生活の調和というか融和を考えなければならない。

公園の車規制について

座長　ではこの辺で、公園の車規制問題をテーマにしたい。この問題については過日奥田知事が、公園内の一部乗り入れ禁止を示唆する表明をされたが、知事としては、日本の奈良、世界の奈良という視野から奈良観光のあるべき姿を考える機会をつくられたものと受けとめるものである。

C　規制による一時的な収入ダウンを考慮するのか、それとも将来の展望に立って考えるのかということだね。

A　過日発表された県の案程度では、

奈良観光を考える協議機関の設置等について県に要望

当所では十月十六日、河合利喜蔵小山栄三郎両副会頭、大東善治観光部会長、西田誠宏同副部会長、和井田恒道専務理事が県庁に奥田知事を訪ね、「奈良観光を考える協議機関の設置等に関する要望書」（会頭・観光部会長の連名）を提出、知事と観光問題について懇談された。

要望書の内容は次のとおり。

「要　望　書」

近年マイカー利用者の激増に伴って観光は宿泊観光から周遊観光へと移行する等の構造的変化がみられ、また広域観光への急速な拡大とも相まって、奈良観光においても数々の課題が提起されているおりから県におかれては先般、奈良公園内の一部車両乗入れ禁止の方向を示唆する表明をされましたが、この示唆こそは歴史的遺産を継承する本県として、更にまた奈良公園のもつ性格からみて文化観光奈良百年の大計の上に今後高い次元より処すべき課題であると考えられるところであります。

またこれと時を同じくして提起されている公園内の鹿問題についても、その管理方法及び鹿害をめぐり憂慮される問題が発生しておりますが、奈良公園と共に日本人の心の中に住みついた「愛すべき文化財」である鹿こそは歴史的観光と自然観光のなかにあって豊かなうるおいを与え国定奈良公園のイメージを特質づけているものであり、その保護育成管理対策は喫緊かつ重要な命題であります。

ついては、前記の諸問題並びに奈良観光の今後のあり方について適切な措置を講ぜられるよう次の通り要望するものであります。

記

1、観光の質的変化、広域化の方向をふまえて、奈良観光をとりまく現在の諸問題より今後のあるべき姿について協議するため県において、広く業界並びに市民代表等を以て構成する協議組織体を早急に考慮されたい。（特に当面の重要問題である奈良公園に於ける交通体系の整備対策等）

2、公園の鹿対策について県はすでに財政援助等格段の配慮をされているようでありますが、新編成の財団法人奈良の鹿愛護会に対しては今後も更に強い助成措置を講ぜられると共に、抜本的な対策として管理保護基金制度の確立を促進されたい。（例えば国並びに各地方公共団体よりの交付金・助成金及び一般よりの募金更にまた記念切手・タバコ発行による一部還元金等）



奈良観光に思う

大東善治

現下の交通体系は、高度経済成長のテンポより常にその進度に追従を余儀なくされ、殊に余暇を利用する観光交通は広域観光へと急激に拡大し、近畿のなかの奈良も又例外でなく、殊更奈良旧市内は大阪、京都の交通ネットワークの中に包含され整備拡幅と新路線設定への活路を早急に求めていると言うべきであります。こうした現象のなかに奈良は従来の宿泊観光依存より自動車を主軸とする周遊観光へと急速に移行発展、このため奈良公園を含めた市内交通は限界点に達し特に日曜祭日の駐車場はその収容能力を突破、目に余るものあり、公園内車輛乗入れよりする交通事故頻発は勿論のこと、公園内文化財建造物と樹木或は鹿の管理育成等これらより派生する公害はようやく問題をかもしつゝあり憂慮すべき事態は否定できない。

過般県当局は公園内の一部車輛乗入れ規制の方向を示唆声明されたことは観光の面よりむしろ歴史的文化遺産を継承する本県としての文化と公益福祉へのあり方に警告を含めた次元高き観測球であると受けとめるも敢て私一人ではないと思われる。

今や本県は京都府、滋賀県と共に北に若狭休養圏、南に紀州休養圏の中核的存在としての意義付けよりする日本の歴史的古都圏とする発想の叫ばれる現在、文化観光都市を以って任ずる奈良公園内の車輛乗入れ規制は一部と言えども流動する奈良市開発と相俟って子孫百年の大計として喫緊の課題であり広く綜合的見地より慎重に組り組むべき命題なりと言うべきであろう。

又近時問題を提起している公園内の鹿の管理運営問題にしても、永年春日大社と鹿愛護会及其の他の方々の善意と奉仕による運営に甘え其の努力に対し、等閑視して来た面もいなめなかったと反省するものである。

「奈良公園をして世界の公園、日本のふるさとと誇りを以って自負するならば」

其の中に住みついた神鹿も又日本の鹿。世界の鹿とし「動く観光資源」なりと言うべきである。従って之が管理育成鹿害と対策には更に新なる発想で財団基金等をも講ずべきであろう。常に奈良は胎動し語りつづけている……私達奈良に生をうける産業人は奈良が持つ哲理に思を致し今一度改めて見直そう。

そこに明日の新たな観光価値感の創出がありこの哲理よりする無体的価値こそ永遠に続く奈良経済へと直結する真価なりと信じつゝ雑感をとどめる

（奈良商工会議所常議員・同観光部会長）

鹿の保護管理問題

座長　では鹿問題について。

（花山院宮司、松岡議員から、現状及び財団法人奈良の鹿愛護会改組の経過等について説明があったあと）

D　鹿の所有権はいったいどういうことになっているのか。まだ手ぬるいと思う。何とかごまかせるうちはよい。当面はこれでしのぐことができても、こんなことではどうにもできない時代がきっと来る。

J　車をしめ出すだけでは解決しない。駐車場をどうするか、車に代わる輸送機関をどうするのか等の問題を平行して規制を進めていくことだ。

G　過日、富士山へ登った。五合目までの道路沿いの木は全部といってよいほど枯れた色だった。排気ガスの公害をさまざまと感じたことだった。奈良についてもこの美しい自然を排気ガスから守らんといかん。そのためには車の規制も必要だろう。しかし、車規制に伴う地元関係業者の生きる道を考えることが先決であろう。

B　私としては、奈良百年の大計のためには協力する考えである。

K　地元を軽視できない。段階的に具体的計画をつくり、地元の協力を得ることが大切だと思う。

座長　この問題については、広く英知を集めて審議する機関をつくるよう提唱したいが…。

（一同賛成）

E　その審議会は、公園の交通体系だけでなく、〝奈良観光の今後〟全般についてのマスタープランナーであってほしい。

A　法的な点は裁判によって明確になろうが、われわれとしては法的な問題はさておき日本の鹿、世界の鹿という定義づけに立って、この鹿を守り育て、管理していくことを考えたい。

F　財団法人奈良の鹿愛護会は、鹿の保護育成だけでなく管理もするという話のようだが、そうなれば愛護会自体、単なる組織の拡充強化でなく、財団としての理念を考えなおしてかかる必要がある。

会員をふやして財源を増大し、事業をしていくというだけの考え方でなしに、全国に呼びかけて大きな基金を作り、それによって運営していくべきである。

（賛成意見あり）

M　しかしその基金づくりには時日を要する。鹿は毎日、生きてエサを食っている。それまでの運営をどうするかだ。

C　奈良公園の鹿は奈良と共に日本人の心の中に生きて来た文化財だとすれば、その奈良の財界としても、この問題には真剣に取り組む必要があろう。

L　基金づくりはもちろんだが、当面の対きだと策として愛護会には協力すべ思う。

（このほか種々の発言があったあと）

河合副会頭　趣旨をふまえて、会議所としての協力の方途を考えたい。

座長　当面の課題及び、今後の奈良観光の課題を考えていくに当って、抜本的に発想の転換を図らなければならないという基本理念に立って数々の御提言をいただいたわけで、今後、これらの御意見を〝いいっ放し〟に終らせることなく、具体的に処理し、実らせていきたい。

× × × × × × × × ×

奈良商工会議所婦人会が発足

初代会長に野村秀子さん

奈良商工会議所婦人会が誕生しました。奈良経済界においても企業経営の中に占める婦人の力が大きくなっている事実に鑑み、婦人経済人としての相互啓発と親睦に資するとともに、婦人の感覚と意見を企業経営の近代化と地域経済の進展に反映させていこうという趣旨で結成されたもので、近畿では大阪、姫路、和歌山の各会議所についで四番目。全国では約六十の会議所婦人会が結成されており今後つぎつぎとつくられる傾向にあります。

奈良商工会議所婦人会は、当所会員企業の経営に携っている婦人であって本会の趣旨に賛同するかたがたで構成。創立総会は八月二十九日午後三時から奈良ホテル本館で、来賓として奥田知事（代理・時政商工労働部長）鍵田奈良市長、大森当所会頭、辻野ヌイノ大阪商工会議所婦人会長を迎えて開催されました。発足時の会員数は四十七人。



当日は、西田佐知子さん（㈱あしびや本舗専務）が仮議長となって、まず会則、四十七年度予算、事業計画を決めたあと役員選任に移り、野村秀子会長（㈱三栄相互銀行役員）以下の全役員が選任されました。このあと懇親会に入り、来賓の皆様からお祝いと激励の言葉が贈られ、盛会裡に創立総会の幕を閉じました。

なお今年度の事業計画としては、月一回の例会を開きゲストを招いて懇談するほか、研究会、講習会、各地会議所婦人会との交流などを行なうことになっており、第一回例会は九月二十日午後二時から奈良商工会議所ホールで開き、県師友協会の中垣内孝一氏を招いて「こんな女（ひと）」という題で卓話を聞きましたが、出席者の間で非常に好評でした。

役員は次の皆さんで、任期は二年。（敬称略）

会長　野村秀子（㈱三栄相互銀行役員）
副会長　松井恒（㈱古梅園取締役社長）
　近東静子（共同精版印刷㈱取締役）
理事　上村ケイ子（萬勝堂）
　岡本千代子（岡本友芳軒）
　河合政子（㈱ひのり商店常任監査役）
　杉山智恵（杉山繊維工業㈱取締役）
　田中なを（㈱タナカ美粧園代表取締役）
　豊沢千鶴江（奈良豊沢酒造㈱取締役）
　中塚里見（㈲あこや楽器店役員）
　並川寿子（㈱奈良大丸役員）
　西田佐知子（㈱あしびや本舗専務取締役）
　松塚浜子（㈱一宮社長）
監事　阪田静枝（㈲いろは旅館）
　田中敏子（若羽学園理事長）

ミニ情報

人事

県蚊帳工業組合理事長に杉山氏

県蚊帳工業組合理事長であった吉川島次氏の逝去にともない、その後任として副理事長であった杉山繊維工業㈱社長・杉山嘉一氏（奈良商工会議所監事）が理事長に選任された。

県印刷工業組合理事長に乾氏

県印刷工業組合では、滝井芳次理事長（天理時報社長）が辞任され、後任として専務理事であった奈良明新社社長・乾太郎氏（奈良商工会議所常議員）が理事長に就任された。

（株）桝谷設計と改名

株式会社桝谷建築設計事務所が十月から株式会社桝谷設計（社長・桝谷博行氏）と社名を変更、また本社及び奈良事務所をこのほど新築落成した奈良市登大路町三六番地の大和ビル四階に移転した。電話番号は従来からの奈良㉒一三二五（奈良事務所）のほかに新しく代表㉓〇七七八番経理部、本社（企画設計部）が増設された。

随想　めぐみ



野村秀子

四季折々に咲く、くさぐさの花の中で一番美しいと思われる花を御仏壇にお供えしたいと願って朝夕世話をする。それが私の第一のなぐさめであり、日課でもある。

小さい孫娘にも、さあさあお花にごはんをあげましょう、お水はお花のごはんなのよ、と私はどの孫娘にも、小さい時から花の世話をしながら、色をおしえたり、歌をうたったりしてやる。時には自作の変な歌や節も飛び出る。せまい庭だが流れる雲、揺れる木の葉にも耳をすましてきけば美しい自然の声がきこえる。活け花を捨てずにさし木にして置いた柳がだんだん大きくなって雀の寝床となり夏のある夜、庭に出た私の足音にチチと目をさました二、三羽の雀を手の平でだきしめた事など今も楽しかった思い出。含笑（おがたま）という珍木の実が幾百つぶの中から三本ほど発芽した時のよろこび。近いところにも自然はある。

繁華街を出ればすぐそこにみどりがある。原始林もある。物質文明のはげしい社会に奈良で住む私共は何にもまして奈良の歴史とみどりはよろこびであり天のめぐみでもある。（奈良商工会議所婦人会会長）

奈良県立短期大学
修業年限を三年に



県立短期大学（奈良市船橋町一〇・学長内田穣吉）は、明年開学二〇年を迎えるが、かねてより修業年限の延長を検討していたところ四八年四月から三年制とし、今日の経済社会が要求する有為の人材をよりよく育成するため、教育内容の充実と大学の質的向上を図ることとなった。これに伴い従来の教授方法等大幅に改善されることになる。

すなわち、一年に一般教育科目、二年に基礎的専門科目、三年に専門科目の各論を教授して体系的な教育を行ない、学生の理解を深めるとともに、専門科目については、その系列に従った教授を行ない、さらに二年、三年に演習を組み込んで内容の充実を図ることをねらいとするもので、特色ある授業内容が期待される。また大学施設面では四三年度から漸次整備が進められ本年度まで次のとおり竣工し面目を一新した。

(1) 教室棟（三階建教室）一四五七㎡（昭和四四年三月完成）
(2) 体育館（平家建）一〇八五㎡（昭和四五年二月完成）
(3) 厚生施設棟（三階建教室・食堂）六〇五㎡（昭和四五年一二月完成）
(4) 管理棟（三階建事務室・研究室・演習室）一五四三㎡（昭和四八年一月完成予定）

なお、このほど昭和四八年度学生募集要項がまとまり発表された。

1 募集人員　商経科第二部（夜間）一五〇人男女（共学）
2 入学試験科目　現代国語・英語・面接
3 入学試験日　昭和四八年三月二五日（日）
4 入学試験場所　本学
5 願書受付期間　昭和四八年三月五日（月）から三月二〇日（水）まで三月三〇日（金）
6 合格発表

会議所のうごき

7月～10月

定例税務相談の開催

税の問題は企業経営者にとって、大きな比重を占めていることから当所では大阪国税局税務相談室より担当官を招いて毎月相談日を設け相談に応じている。

七月は十二日、八月は十六日、九月は二〇日、十月は十八日に実施致し、相談件数は延十件であった。

尚この相談は企業納税の立場に立っての個別相談でありますので今後共お気軽にご利用下さい。

やさしい商業簿記・実務講座開催

当所では、各事業所において日常経理事務にたずさわっておられる経理担当者を対象として、簿記技術修得を目的に七月二十四日より八月十四日まで、いずれも午後六時から八時まで十二回にわたり標記講座を開催した。

講義内容、及び講師は次の通り。

一、商業簿記基礎コース

「複式簿記の原理から仕訳。決算まで」

日商簿記検定三級程度の実力養成を目的に講義がなされた。

講師は、近畿大学商経学部講師・浜田麗史氏。

二、実務コース

会計経理実務として、「現金出納会計、購買・販売会計手形・有価証券会計固定資産会計、決算会計」の会計処理の原則的方法について講義がなされた。

講師は、近畿大学商経学部講師・公認会計士、中島良次氏。

尚、受講者は両コースとも四一名であった。

近畿二府五県珠算担当者会議出席

七月二十五日正午より大阪商工会議所で開催され、日商中央珠算技術委員六名の選出について、新団体「日本珠算連盟」設立に伴う定款作成（案）について種々協議した。

尚、当所より仲野主事が出席した。

奈良商店共済会役員会、総会開催

昭和四十七年度奈良商店共済会役員会及び総会は七月二十七日午後二時より奈良商工会議所で開催、細田会長、上村副会長ら会員十名が出席した。

当日は昭和四十六年度収支決算報告を承認、今後の事業について種々協議がなされた。

定例副会頭会議の開催

定例副会議は八月一日、九月一日十八日、十月三日にそれぞれ当所役員室で河合、小山両副会頭、和井田専務理事出席のもとに開き、当面の事業報告及び計画、その他重要事項について協議された。

北和地区労働関係機関連絡協議会に出席

八月三日午後一時三十分より奈良県文化会館第三会議室で標記協議会が開催された。最初に北和地区の労務改善事業指定四集団より昭和四十七年度事業計画及び予算並びに七月までの実績報告があり引き続き各労働関係機関と労働問題等につき種々意見交換が行なわれた。尚当所より大井指導員が出席した。

記帳継続指導の実施

当所中小企業相談所では、青色申告者のため記帳指導を毎月実施しているが、八月は七日―十日、九月は十二日―十六日まで各四日間実施した。指導件数は延二十件であった。

尚、この指導は当所渡辺記帳指導員、岡安記帳専任職員が担当した。

商業小売部会 奈良全市中元大売出しボウリング大会を開催

商業小売部会では八月十三日午前九時より奈良国際ボウリングセンターで標記大会を開催した。

参加者一同は、西田シマ子プロとともに楽しくゲームをし、優賞者には当所和井田専務理事より、二位、三位には細田部会長より、その他入賞者には役員よりそれぞれトロフィー、賞品を授与し、最後に西田プロのサイン会を行ない午後十二時三十分終了した。

尚、参加者は一六九名であった。

第七十三回常議員会開催

八月二十二日午前十時より奈良ホテルで開催、河合、小山副会頭、和井田専務理事はじめ十八氏が出席、業務報告のあと姉妹都市奈良・慶州両市の商工会議所間における親善の推進、団体保険共済制度の設置について審議、終って奈良税務署との税務懇談に入り佐竹署長以下税務署幹部との間に当面の税務行政等につき種々懇談がなされた。

経済政策、公害対策合同委員会開催

八月二十五日午後一時より当所ホールで河合、小山副会頭、和井田専務理事、野村経済政策委員長他委員が出席、又ゲストに奈良県公害課富永課長を招いて開催。日商諮問の「公害に係る損害賠償保障制度について」審議、その結果を左記の通り日商宛答申した。

記

公害に係る損害賠償保障制度について

答申

一、保障制度の対象となる損害について

公害基本法第二条に規定する公害にかかるすべての損害を保障の対象とすべきである。

二、どのような形式の保障制度が公害の場合に適していますかについて

どの制度にも一長一短がありあらゆる角度から検討を加え中小企業者に対して出来るだけ適切な制度を考慮されたい

三、この制度は強制的なものとすべきでしょうか任意的なものとすべきでしょうかについて

本質的には任意的なものであるべきだが任意、強制の併設が好ましいと思われる。

四、保障制度の加入者の範囲の定め方について

原則としては定めるべきではない（任意）がケースによっては強制的に定める必要もあると思われるので任意、強制の併用が好ましいと思われる。

五、加入者が支出する積立金、保険料拠出金等の額をどのように定めたらよいでしょうかについて

労災保険に見られるような業種、業態別によるキメのこまかいランクづけを考えるべきである。

六、保障制度によってカバーされる責任限度額を定めるべきでしょうかについて、

中小企業を育成する意味からも当然限度額を定めるべきであり、保障の額が限度額を超えた場合は国が保障する様考慮され度い。

七、責任限度額を超える損害賠償金支払の場合、その超過分をどのような方法で支払うべきでしょうかについて

中小企業育成の見地からも国が保障する様考慮され度い。

八、裁判等によって加害者と賠償金額とが確定する以前に被害者救済の迅速化のため保障制度からの仮渡金の支払等を認めるべきでしょうかについて

原則としては裁判等によって賠償金額が確定する以前の支払は認めるべきではないが人命尊重の上からも因果関係が明らかな場合は国が貸付金等何等かの形で支払うよう配慮すべきである。

九、企業倒産、経営者行方不明のような場合に被害者への賠償金の支払いをどのようにしたらよいでしょうかについて

自動車損害賠償保障事業に準拠した制度の創設を考慮されたい。

昭和四十七年度第三回経営指導員研修会に出席

経営指導員の資質の向上ならびに経営改善普及事業の円滑、かつ効果的な相談指導を確保するための標記研修会が八月二十二日、二十三日、二十四日の三日間、奈良市内の農協会館と春日野荘で、円切上げに対応する中小企業問題、中小企業の会計制度のあり方等をテーマに、奈良県内経営指導員五十名参加のもとに開催された。当所より中村指導課長、吉田、鈴木、大井指導員が出席した。

商店経営セミナー開催

当所中小企業相談所では変転する中小商業環境に対処して行くために必要な商店経営上のあらゆるポイントを業者の方々に知ってもらうため左記スケジュールにより県文化会館で商店経営セミナーを開催した。出席者は時代の流れに積極的に取組もうと熱心に聴講し、質疑応答も活発であった。尚出席者は延べ七十五名。

記

八月二十二日

○テーマ

スーパー攻勢に対処する我社の経営

講師 ㈱マイショップチェーン

専務取締役 稲垣秀雄氏

八月二十四日

○テーマ

①商店経営と立地

②新しい時代の消費者が求める店

講師 岡山商科大学

助教授 西岡正雄氏

八月二十九日

○テーマ

①販売計画のたて方、販売促進

②上手な品揃えのしかた

③ロスのない仕入在庫

講師 近畿大学商経学部

教授 岡本広作氏

九月四日

○テーマ

①店の数字の見方、つくり方

②上手な資金繰りとその手法
講師　経営コンサルタント　大下三雄氏

九月七日

○テーマ
店舗造形管理について
講師　店舗設計家　内田安昭氏

奈良商工会議所婦人会創立総会開催

標記の創立総会が八月二十九日午後三時から奈良ホテルで開催された。当日は会員四十七名中三十八名が出席、会則、事業計画、予算を決めたあと役員を選任、大森当所会頭、辻野大商婦人会長ら来賓を囲んでなごやかに懇親、スタートを飾った。（詳細別項）

家庭用品品質表示法に対する臨店指導実施

奈良県商工課では、九月五日、奈良市内の小売店を対象に、昭和三十七年に制定された「家庭用品品質表示法」にもとづき、消費者が商品を買うときにどれがよいかを見分けるよりどころとなる品質表示の管理状況、従業員の品質表示についての知識、表示の適否、無表示品の仕入先等について立入検査を実施した。又不表示品については仕入先等聴取、今後仕入れる際に表示品を仕入れ、販売するよう指導した。当所より仲野主事が立合った。

昭和四十七年度第二回経営指導員連絡会議に出席

奈良県では去る九月六日橿原市公民館で標記会議を開催。昭和四十七年度記帳指導のあり方等につき種々協議した、尚当所より中村指導員が出席した。

商店街近代化に関する県、市、会議所打合せ会開催

九月八日、午後二時より当所ホールで開催、県商工課より小松主幹、井上、梅屋主事、市観光商工課より滝川部長、桐木課長、当所より勝井事務局長、中村主事が出席、対象商店街との懇談結果報告並びに今後の進め方等について協議した。

雇用対策、経済政策合同委員会開催

九月十二日、正午より当所ホールで河合、小山副会頭、和井田専務理事、上林雇用対策委員長、野村経済政策委員長他十一委員が出席、ゲストに奈良公共職業安定所鈴木所長、奈良労働基準局杉田労災補償課長を招いて開催、日商諮問に関する明年度労働政策について審議。その結果を左記の通り日商宛答申した。

記

明年度労働政策について答申。

一、勤労者財産形成促進制度の一層の拡大について
1　住宅分譲融資の貸付年利は五・五%を予定されているが三%台に引き下げられるよう考慮願いたい。
2　住宅分譲融資の融資枠の拡大について考慮願いたい。
3　勤労者財産形成貯蓄については普通利息のほか割増金の支給を考慮願いたい。
4　政府公約機関による土地の先行取得については市町村においてもこれを実施できるよう考慮願いたい。
二、通勤途上災害の補償について
通勤途上災害の救済措置を講ずることは業務上災害でないことを明確にする等の点から労災保険の範囲で処理するのではなく別の補償制度例えば（国、事業主、従業員で構成）の創設について考慮願いたい。
三、失業保険の乱給防止について
1　女子及び季節労務者に対する給付額については一般失業者との間に何らかの格差をつけるような方法を考慮されたい。
2　就職支度金制度についてもその運用面に問題があると思われるので制度そのものについて再検討されたい。
四、公共職業安定所の求人職業紹介等のサービス機能について
求人、職業紹介等のサービス機能については尚一層強化されるよう各般に亘り検討されるよう考慮願いたい。

「新しい賃金管理のあり方」講習会開催

当所では、労務管理セミナー実務編として、九月十四日午前十時より三階ホールで山村硝子㈱社長付部長・狩野銀治氏を招いて、標記講習会を開催した。

当日は、賃金管理の当面する基本課題とこれからの人件費対策の考え方等を中心に、グループデスカッションをおり混ぜて研修をされた。参加者は十九名であった。

観光懇談会開催

九月十六日午前十時から当所ホールで、県・奈良市の観光担当部長、春日大社宮司をまじえて当所観光関係議員による観光懇談会を開催。奈良観光の当面および今後の課題について活発な意見交換が行なわれた。（詳細別項）

第二回議員懇談会開催

九月十八日正午から当所ホールで標記の議員懇談会を開催。河合、小山両副会

頭、和井田専務理事、今西常議員ほか三十五議員が出席して、奈良地方検察庁検事正、滝川幹雄氏から「最近の世相と事件」について卓話を聞いたあと、当面の諸問題について懇談が行なわれた。

女子接遇マナー講座開催

九月十八日午前十時より三階ホールで、(社)日本経営協会インストラクトレス福田鶴代氏を講師に招いて標記講座を開催した。

本講座は、お客様に接する事の多い女子社員の日常の接遇マナーの心得として受付けと取次ぎ、名刺の受渡し、案内方法、お茶の出し方、電話の応対等実習を中心に講義を進められ、受講者四十一名は熱心に受講した。

第四回製墨業雇用対策懇談会開催

九月二十一日午後二時より当所二階ホールで、県商工課吉村係長・市企画課高山課長・市都市計画課春田係長・市観光商工課油谷課長補佐・出口係長をゲストに招き標記懇談会を開催した。

当日は、従来の雇用対策問題を離れ、市都市計画の新用途地域指定、特に工業地域指定について、又県中小企業設備貸与制度について、ゲストと業界出席者福井工芸副部会長外六名の間で種々懇談。

自動車事故対策セミナー開催

当所中小企業相談所では、九月二十二日午後一時より当所三階ホールで、頻発する交通事故、とりわけ自動車事故を未然に防ぐことが企業経営の上に欠かせない要件である現状に鑑み、又折からの秋の交通事故防止運動開催期間をも考慮して、最近の自動車事故の現状と防止対策及び事故処理の方法や留意点をテーマに自動車事故対策セミナーを開催した。問題が切実であるだけに関心も高く五十五名が受講し熱心に聴講した。

講師は、県警察本部交通部長　木村賢一氏、　奈良弁護士会々長池田良之助氏らは企画も新たに、黒川、上川両役員出席のもと和やかに歓談した。

第七十四回常議員会開催

九月二十六日午後一時から当所ホールで標記の常議員会を、大森会頭、河合、小山両副会頭、和井田専務理事、乾常議員ほか十氏が出席して開催。業務報告、議員並びに常議員定数増員認可の報告、日商諮問事項に対する答申の報告につづいて協議事項に入り観光問題について県に対する要望（詳細別項）及び奈良の鹿保護育成について財団法人奈良の鹿愛護会に側面より積極的に援助することを決めた。

昭和四十七年度第四回経営指導員研修会に出席

経営指導員の資質の向上と、指導事業の円滑化を図り今後の指導の参考とする目的で九月二十六日より九月二十九日までの四日間、吉野町、国民宿舎吉野山荘で標記研修会が実施され、当所より中村指導課長、鈴木指導員が出席した。電気設備のレイアウト、電気による環境改善、新製品開発システム、の講義を受け二日間にわたり工業経営実習があった。

正副部会長会議開催

九月二十九日当所ホールで、河合、小山両副会頭、和井田専務理事、細田商業小売部会長ら各部会の正副部会長十七氏、が出席して標記会議を開いた。当日のテーマは「週休二日制を考える」で、三和銀行経営相談所調査役永井正一氏から週休二日制の現状等について説明を聞いたあと、中小企業における週休二日制の受けとめ方などについて協議。

結論としては、週休二日制の取扱いについては時代の過勢と経済の国際化に鑑み、前向きで進められなければならないが、一律的な推進でなく業種業態別に段階的に指導推進されるべきである。また中小企業の体質を週休二日制が実施し得る状態に向上させる施策が先行されなければならない、ということであった。

第三回議員懇談会の開催

去る十月六日午前十一時より奈良ホテル別館に於て第三回議員懇談会を開催した。当日は大森会頭、河合、小山両副会頭、和井田専務理事、乾常議員他三十八氏が出席、特に今回は、流動するアジア情勢のなかで日中国交が樹立し、大きな転換をむかえたが、この偉業のかげにあって日台関係について数次訪台された大森会頭より肌にふれた日中正常化と台湾情勢についてと題する講演を拝聴した。

第四十二回計算尺技能検定試験実施

九月二十四日県立奈良工業高等学校、正強高等学校で実施した。

受験者百八十三名の内三十七名が合格、合格率は二〇・二%であった。又合格者数を級別に見ると、二級二名、三級一三名、四級五名、五級八名、六級九名。

奈良商店共済会誕生会開催

奈良商店共済会では、九月二十六日正午より当所ホールで、七月―九月生れの商店従業員七名を対象に開催。今回か

筆随

ごみこそ宝の山

東京都清掃研究所長　栗原四郎

昔はごみのことを「塵芥」といった。塵と芥は本来中国の十進法の単位であると聞いている。

塵とは細末で数の単位は百億分の一、芥は微少で千億分の一ということらしい。こうみると塵芥とは極めて小さく少ないものということになる。昔はごみになるまであらゆる方法で再利用、再使用して、もはやこれ以上使用できなかったものを捨てたのがごみであった。昔のごみからは生活が巻みでていたと思われる。江戸時代の町触れにも「塵芥」、明治二十七年制定の「汚物掃除法」にもごみを「芥塵」としている。ところが昭和二十九年制定された「清掃法」は塵芥を「ごみ」と表現し汚物の一種類とした。事実「汚物清掃法」時代までは「他人のごみ箱」をみると怒られたものだ。ここまでは「節約は美徳」といわれた時代である。清掃法が制定された前後より神武景気、岩戸景気がおとずれ、いわゆる「消費は美徳」の時代に突入し、大量消費文明時代となったのである。必然的に共同社会に出現するごみも量、質とも清掃法制定時代の観念ではとらえられなくなり、昭和四十五年十二月「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定され、ごみも「廃棄物」と名称が変ったのである。ちなみに塵と芥以外の呼称と単位を参考のために次にあげておく。

割（十分の一）→分（百分の一・％）→厘（千分の一）→毛（一万分の一）→糸（十万分の一）→忽（百万分の一・PPm）→微（千万分の一）→繊（一億分の一）→沙（十億分の一・PPB）→塵（百億分の一）→芥（千億分の一）→渺（一兆分の一）→漠（十兆分の一）→空（百兆分の一）→虚（千兆分の一）

ごみ問題発生の背景

今日、なぜごみ問題が起ったかを考えてみる。(1)従来の産業優先、政治権力優先の都市づくりから、生活優先の都市改造への展開である。(2)経済の発展が化学工学を主体とし、生物学的配慮の欠如によるもの。別の面からとらえられば企業の営利的行為が環境保全に優先したことである。(3)ごみをはじめすべて廃棄物の処理に対する軽視感。(4)廃棄物の質と量の企業秘密という理由での公開拒否による処理技術の立遅れ。(5)国及び地方自治体の処理に対する方針と運営である。ごみを例にとれば、「ごみ処理とは収集、運搬、処理」という一連作業であると決めていた。「ごみはすべて出しなさい。処理します」ということであった。住民はごみを出せば生活環境は清潔に保持されてきたのである。この事業方針、感覚が長期間続いたために、大量消費時代が出現した。(6)廃棄されたごみの環境汚染速度が他の廃棄物（例し尿）より遅いため、「たかがごみ」という軽視感が、消費者、企業者、地方自治体、国にあった。これは河川や湖沼等のごみ不法投棄が如実に物語っている。

ごみの資源化と静脈産業の発達

「ごみとは社会通念上、占有者が生活環境に支障ありと認め、占有者の意志を破棄して投棄した固体廃棄物」と定義づけられるように占有者の意志によって投棄されるのが大部分を占めるが、物価が暴騰すれば廃棄物は減少するように、経済事情、季節、天候などの要因で、量および質は変化する。それに加えて最近は「消費は美徳」「使い捨て」などの思想普及により、ごみの排出量や質をより変化させている。今日のごみ問題が起るべくして起きたのである。物質文明が生んだ当然の結果と思われる。この解決策は地方自治体ばかりでなく、住民（企業者も含む）一人一人が、ごみに対する考え方を改めなければならない。ごみを永久にごみと考えている限りごみ問題は解決しない。「たかがごみ」という思想が国民全部に浸透している限り、われわれの生活圏からごみ問題は消滅しないであろう。

ごみを何らかの原料とみなすべき時期が到来したのではなかろうか。空罐や古紙は今日でも再生している。この方法をすべてのごみに適用させる。この考えは一般住民のみならず企業者も取り入れることである。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第三条第二項に「…事業活動にともなって生じた廃棄物の再生利用等を行なうことにより、その減量につとめるとともに…」とあるのも、原料化の考えに立脚したものである。しかしどうしても原料化できないごみが当然排出される。この場合可燃性廃棄物は焼却により体積を減少させ、被処理物を安定化させる以外には方法がないが、この場合でも「ごみを焼く」のではなく発生する熱を給湯なり蒸気供給に利することで、ごみを「熱エネルギー源」ととらえる。この原料化が地域社会に浸透すれば、ごみをごみとして取扱わなくなり、貴重なる資源として取扱われるようになる。この資源化は排出者に還元されるので、ごみの排出量は必然的に減少する。一般都市ごみの場合は地域内吸収であり、産業廃棄物は企業内吸収である。

しからばこの資源化の基本的理念はなにか。この理念は効用にあると思われる。生産、消費に対する投資（動脈産業とよぶ）よりの効用、資源化＝廃棄物処理に対する投資（静脈産業とよぶ）よりの効用とが考えられ、この両者よりの効用は表面と裏面の二つあり、これを二面効用と呼ぶことが出来よう。これはあたかも人体に動脈と静脈があって、これが正常な運転により人間は健全な社会生活を営むことができると同じように、この二面効用の考え方の確立が原料化ともなり、ひいては公害追放へとつながる。ごみの原料化はここでいう静脈産業であり、この産業の発展は地域内のごみ減量化ともなる。この静脈産業はごみの場合は生活環境の清潔保持、企業者よりの廃棄物の完全処理による環境保全など精神的効用が経済的効用よりはるかに大きい。この経済的マイナス面については、国、国民、企業者一体となって補てんすべきである。なにはともあれ一日も早くごみ処理の資源化システム化の確立が急務の問題である。このシステム化の確立が「ごみこそ宝の山」である。

最後にロングフェローの「建築師」という詩を参考に供して結語とする。

世の中に、無用のものや、卑しいものは一つもない。

すべてのものは、適所におかれたならば、最上のものとなり、

殆んど無用の如く見えるものでも、他のものに力を与えると共に、その支えともなる。

私たちの建築に供給するために、時の中には、材料が一杯になっている。

私達の建築の有力な材料である。

（高神覚昇の「般若心経講義」文中より）

観光ミニ情報

※　国立公園協会のゴミ持ち帰り運動

国立公園協会は、ことしから自然公園でのゴミの持ち帰り運動を展開している。ことしは日光国立公園、尾瀬で入り口になる沼田駅、只見口など七カ所に同協会会員一五人がでてハイカーに紙袋を渡し、（紙袋を渡すのは尾瀬でのケースだけで、運動を浸透させ、ハイカー自身で、ゴミは出口まで持ち帰ってもらうようにするという）ハイキング中のゴミは、すべて紙袋に入れて出口まで持ち帰ってもらおうというもの。紙袋は出口のクズかごで集め、地元で焼却する仕組み。これには相当大規模な焼却施設が必要になってくるが、福島県の桧枝岐には五〇〇万円をかけて完成させている。

また、ゴミの中でも空カンがふえているが、空カン廃棄の実態と、回収システムの調査を製缶メーカーからの依頼で、野村総合研究所が昨年から開始している。

※　スカッシュ場経営に大手が進出

ポストボーリングの有力候補といわれる新しいスポーツ、スカッシュ（室内で二人の競技者がラケットで交互に球を壁にうちあう英国生れの競技）場の経営にのりだす企業が、このところ目立ってきた。四六年の秋にわが国で初めて開業した森永製菓につづき、日新製糖、東洋紡、ニチイなど大手企業が相次いで計画している。四七～四八年にかけ合計一〇〇面程度のスカッシュコートができる模様。

※　国鉄が慰安旅行の実態を調査

国鉄では、大阪府内に所在する民営事業所一、〇二〇カ所を対象に、事業所における出張および慰安旅行について、その頻度、目的地、利用交通機関、旅費の実態を調査した。

この結果によれば、昭和四六年一年間に従業員慰安のため、事業所が旅行費用の全部または一部を負担した日帰り及び宿泊旅行を実施した事業所数は、総事業所の約半数で、規模が小さくなるに従って少なくなっている。慰安旅行における交通機関利用は、バス、マイクロバスの利用が半数近く占め、国鉄利用は新幹線、特急、急行合わせて三〇％である。一人当り慰安旅行費の負担割合を総事業所数でみると一万円～一・五万円が三一％、ついで五千円～一万円が二六％、一・五万円以上の一六％となっている。この調査の国鉄の担当は旅客局開発企画課である。

今後の百貨店法改正の方向

—産構審中間答申—

産業構造審議会流通部会は、八月一四日、大規模小売業に関する法制（百貨店法）のあり方について通産大臣に答申（第一〇回中間報告）した。答申は四章からなっているが、本論では企業の営業活動に関係の深い第四章「今後の小売商に対する政策」から、三節を抜萃して掲載した。

(1) 今後の百貨店法改正の方向

大規模小売店の新増設に関する整調は、消費者利益確保の見地から、新しい経営技術導入による消費者物価問題に対する貢献、豊富な品ぞろえによる消費者の多様化した欲求の充足等大規模小売店による流通近代化の効果を十分に生かしつつ、大規模小売店進出に対する中小小売商の円滑な対応を可能にするため、届出制によりその進出を事前に周知させることを中心に行なわれるべきであろう。

このように大規模小売店の周辺小売商に対する影響という観点からみれば、届出制は特に百貨店という業態に対してのみ適用されるべきものではなく、大型スーパー・ショッピングセンター寄合百貨店、地下街を含む一定規模以上の店舗に対しても適用すべきであろう。

しかし、届出制に移行する場合でも、大型小売商の大規模小売店の新増設が特定の地域で集中的かつ、大規模に行なわれ、周辺中小小売商がこれへの対応体制を整えることがきわめて困難な場合には、そのような大規模店新増設について勧告、措置命令等を発動しうる余地を残しておく必要があろう。

（注） 法の適用対象のとらえ方としては、次のような理由から法技術的には、建物（店舗）の大きさに着目して、同一店舗内における個別の小売店相互間の実質的な関係にかかわりなく行なう以外に方法がないと考えられる。

すなわち、百貨店法における百貨店の定義にいわゆる特定店舗を含めるように改正しようとする場合には店員の服装、広告のやり方等の外観に着目する方法（外観主義）と、資本の構成等の実質に着目する方法（実態主義）とがある。

実態主義を採用する場合には、資本の保有関係、人事関係等に着目することとなるが、二つの営業主体を結びつける手段は資本、人事以外にも種々のものがあり得るため、定義をまぬがれることは容易にでき、脱法を許すこととなる。

外観主義に基づく定義を採用する場合には、定義の要件となるであろうと広告、店員の服装等を営業主体別に区別することにより定義をまぬがれることは、可能であり、実態主義と同様、脱法を許すこととなる。実態主義、外観主義いずれの立場に立っても、必要十分な対象を安定的に（脱法を許さずに）とり込む百貨店の定義は極めて困難である。

このため、以上のような視点を変更する必要があり、その際には、店舗建築物の大きさに着目する以外に方法はないと思われる。

なお、この場合には、当然中小小売店の共同事業として行なわれる寄合百貨店のように、大型小売商の進出から中小小売商を守ることを目的とした法律が規制対象とすべきでないと考えられるものまでが対象に含まれることとなるので、許可制といった強い規制を行なうことは適切でない。

しかし、届出制のような緩和されたかたちであれば許容されるものと考えられる。したがって、法技術的な面からも、届け制が指向されることとなる。

また、前回答申「70年代における流通」において指摘されているように小売業全体としての販売額は、基本的には国民所得あるいは消費支出の大きさにより規定されるものであり、他方、営業時間、休日に関する徒らな過当競争は、かえって全体としての流通効率を低下させるおそれがある。したがって現行百貨店法による休日、営業時間の規制の態様は消費者利益の増進の観点から改善すべき点があるが、何らかの形での休日、営業時間に関する規制は、妥当性を主張しうると考えられる。

以上を考慮した今後指向さるべき百貨店法改正の方向は次のとおりである。

（Ⅰ）流通近代化、消費者利益確保の視点を法の中で明らかにする。

（Ⅱ）基準面積以上の大型小売店舗の新増設については、許可制を事前届出制とし、通商産業大臣の勧告、措置命令等の規定を設ける。

（Ⅲ）百貨店以外の新しい形態の大規模小売店舗を対象に含める。

（Ⅳ）営業時間、休日等の行為規制については、新しい事態に配慮しつつ、なお、これを存続する。

(2) 百貨店法改正の前提条件の整備

しかしながら法改正を実施するにあたっては次のような問題があるので、これを解決する必要がある。すなわち、前述のとおり、規制の対象としては建物単位でとらえた一定規模以上の小売店舗とせざるをえないが、建物単位でとらえた大規模小売店舗には各種の形態がある。すなわち、中小小売商と大型小売商とが共同して開設するショッピングセンター、中小商業者の共同化の一環として推進されてきた寄合百貨店、セルフサービス導入とチェーンオペレーションのメリットによる消費者物価問題への寄与が期待されている大型スーパー、豊富な品ぞろえで多様化した消費者欲求に対応する百貨店等がありその機能を異にしている。

このため、これらと中小小売商との関係もさまざまであり、これら異なった形態、機能、目的をもった大規模店舗を対象に一律に調整を行なうことは適当でなく、それぞれの目的、機能に即した調整の適切なルールを樹立しなければならない。

したがって上記(1)の方向で百貨店法の改正をすみやかに、かつ円滑に実現させるためには、問題点の検討や法律改正の方向について関係者の理解とコンセンサスを得ることを急ぐべきである。

(3) 法改正までの間にとるべき措置

本節(1)において、百貨店法改正の方向が示されたが、同時に(2)において法改正上の問題点が指摘された。このため法改正までの間次のような措置をとることが適当である。

（Ⅰ）百貨店審議会において百貨店法における新増設の許可手続等を再検討し、運用の調整につとめるとともに、行為規制等について弾力化を図る措置を講ずる。

（Ⅱ）百貨店以外の大規模小売店舗に対する現行の行政措置を強化することとし、営業時間等についても実情に即しつつ中小小売商の事業活動の機会確保の見地を含め指導の強化を図る。このような措置は、法改正後における無用な混乱を未然に防止することに役立つと考えられる。

◇お知らせ◇

奈良県機械・金属製品等製造業最低賃金の改正決定について

奈良労働基準局においては、昨年十一月十八日に奈良地方最低賃金審議会に諮問し、今年八月十七日に同審議会より答申があり、奈良県機械・金属製品等製造業の最低賃金が左記の通り決定し、昭和四十七年九月二十日付で公示され、同年十月二十日より効力が発生いたしました。

記

一、適用する地域

奈良県の区域

二、適用する使用者

鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、時計製造業、又は機械修理業を営む使用者

三、労働者に係る最低賃金額

一日一、二六〇円

（パートタイマーについては一時間一五七円五十銭）

ただし、補助的軽作業に従事するものについては、一日一、一〇〇円（パートタイマーについては一時間一三七円五十銭）です。

四、その他

最低賃金額においては精皆勤手当、通勤手当を含めない。

◇年末特別融資実施中!!

奈良県信用保証協会では年末特別融資を左記の通り実施しております。

記

一、取扱期間　自　昭和四十七年　十月　一　日
至　昭和四十七年十二月三十一日

二、申込資格　県内において住所、居所、又は事業所を有し、六ヶ月以上同一の事業を継続して営む中小企業者

三、資金使途　事業上の運転資金

四、保証金額の最高限度　二〇〇万円

五、保証期間　四ヶ月以内

六、保証料　一〇〇万円以下　年〇・九一%
一〇〇万円超　年一・〇九%

七、保証条件　保証人二名、必要の場合担保要

八、申込先　県信用保証協会、銀行、県商工課、商工会議所、商工会等

小規模事業施策の特集

◎経営改善普及事業はこうしてすゝめられます

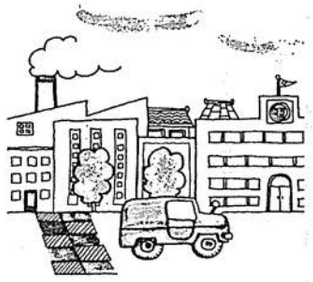
当所では国の中小企業施策にもとづき小規模企業の経営改善普及事業を進めるために**中小企業相談所**を併設しております。当相談所には国から認定された経営指導員四名が経営に関する相談業務に携っておりますので事業繁栄のためにもお気軽にご利用下さい。

1、経営改善普及事業とは

経営改善普及事業は「商工会の組織等に関する法律」にもとづき商工会議所の事業として昭和三十五年以降実施され、これらの普及事業を円滑に進めるため経営指導員（当所の場合四名）が配置されています。

相談・指導の方法は指導員が直接工場や商店を訪問して現場で問題点を話し合い解決の方法などを指導したり（巡回指導といいます）当所の窓口で経営の相談に応じたり（窓口指導といいます。）しています。

又学者や実務家を招いて講習会や講演会を開いてする指導も再三実施しています。とくに巡回指導は、経営改善普及事業の大きな柱ですが相談されたことがらですぐ解決への手がうてるような問題とへば「金融」の問題ならば、企業の実態や実状資金の使途等をよく聞いた上で適当な金融機関をあっせんする等解決の方法を指導します。





2、経営指導員とは

相談・指導にあたる経営指導員は企業経営に関する基礎知識はもちろん立地条件業況に即した高い指導能力を持って指導にあたりますが、ある時には企業の経営内部の秘密にもタッチするのですから誠実な人柄を要求されます。当所の指導員はこれらの諸条件を兼ね備え精心精意指導に従事していますので安心してご相談下さい。

また極めて専門的なことについては商工会議所が委嘱した弁護士、公認会計士、税理士、経営コンサルタント等が専門指導員となって企業の個別指導にあたります。

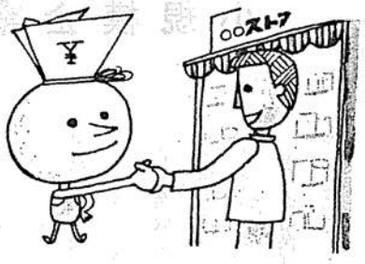




◎こんな時に経営指導員をご利用下さい

1、資金を借りたいとき

設備資金や運転資金を借りたいときにどれだけ資金が必要か、その算出のしかたやどんな金融機関を利用するのかなど……





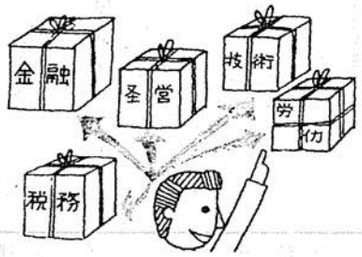
2、税金の仕組みや帳簿のつけ方等を知りたいとき

税金はどんな仕組みになっているか、又青色申告をするにはどうしたらよいか、確定申告のしかたは…簡単な帳簿のつけ方等から決算のしかた等…

3、経営のすゝめ方を決めたいとき

イ　生産を高めるため機械をいれかえたり、作業の手順を改善したい、コスト計算をしてみたい……

ロ　利益をあげるために売上げはどのくらいが必要か、又これに伴う店舗の改造や陳列、レイアウトのしかた、仕入れの方法、広告宣伝に関する工夫をしたいときなど……



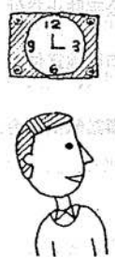
4、経理の方式を改善したいとき

日々の取引きの状況や経営の状況を計数的につかみたい、帳簿をつけたい、またもっと進んだ記帳方式をとり入れたい時など……

5、労務管理を改善したいとき

人手不足にそなえるために、従業員の能力開発を進めたい、就業規則などをつくりたい、従業員宿舎など厚生施設をととのえたい時など……





6、取引関係を広げたいとき

売上げをふやすため、仕入れ先や販売先などを新しく求めたり広げたいときなど

そのほか、「経済問題や経営問題を勉強したい（例えば経営指標や、自己企業の損益分岐点など）、国の施策をくわしく知りたい」など、経営をすすめる上で相談したり指導をうけたいことが沢山あり、とくに最近のように経営をとりまく環境がめまぐるしく変ってくると尚更です。

こういった時相談にのり指導してくれるのが**経営指導員**です。

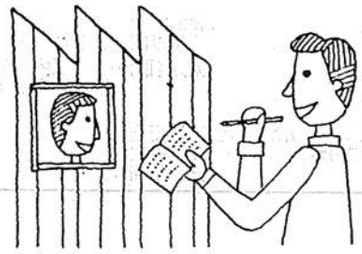
経営指導員は国が定めた資格をもち国の定めた「経営改善普及事業制度のもとで小規模企業者の相談・指導にあたることを任務にしています。

現在の**経営改善普及事業**にもとづく経営指導員の指導活動は決してはなばなしいものではありません。いわば〝縁の下の力持ち〟的な地味な任務です。

しかし制度発足（昭和三十五年）以来今日まで当所第一線経営指導員の努力の積み重ねと関係機関の積極的な協力によってこの制度はようやく小規模企業のなかに深く根をおろしつつあります。

企業者の真剣な努力と指導員の適切な指導によって企業の経営能力が高まり、今日のはげしい競争の中でりっぱに経営を成長させ発展向上の方向に向かっている例も数多いものと思われます。

是非お気軽に今後もこの制度のご活用をあなたの企業にお勧めします。



小規模企業のための金融制度

小規模企業を対象とする金融対策は、あらゆる小規模企業施策の根幹となるものです。一般に小規模企業は信用力、担保力に乏しく、通常の金融ベースにのりにくいなど不利な条件をもっていますし又近代化の円滑な進捗を阻害する要因にもなっています。

そこで国は小規模企業を含めた中小企業のための金融対策として各種の施策を設けその円滑化につとめています。

まず民間金融については相互銀行、信用金庫、信用組合がその専門金融機関として存在し、一般市中銀行もそれぞれその特色を生かしながら努力しています。

しかし民間金融機関の融資のみではなお充分とはいえませんので国みづから小規模企業専門の金融機関（国民金融公庫商工中金）を設け財政投融資資金を原資として融資し民間金融機関からの融資を補充するとともにその近代化と発展に助力しています。

また信用保証、信用保険による信用補管制度によってその信用力を補完して金融の円滑化をはかっています。

政府系金融機関

	資金使途	貸付限度	貸付利息	貸付期間
国民金融公庫奈良支店	1.**普通貸付**（設備資金 中小企業一般（運転資金） 2.**食品貸付**（設備、施設資金） 食料品小売業 食料品製造小売業 総合食料品小売業 3.**公害防止貸付**（設備資金） 4.**市街地貸付** 中小企業一般（設備資金） 5.**事業転換資金貸付**（設備資金） 県知事、又は市町村長の認定を受けた企業	1.**普通貸付** 個人、法人共 500万円 2.**食品貸付** 個人、法人共 1,500万円 3.**公害防止貸付** 個人、法人共 1,000万円 4.**市街地貸付** 個人、法人共 1,000万円 5.**事業転換資金貸付** 個人、法人共 1,000万円	1.年 利 7.7% 2.年 利 7.7% 特定設備 7.5% 6.5% （ただし 6.5%のものは4年目から 7.0%） 3.年利6.5% （ただし4年目から 7.0%） 4.年利7.7% 5.年7.0% （但し土地、建物にかかる資金の貸付については年7.7%）	1. 運転資金5年以内 設備資金7年以内 2. 10年以内 3. 10年以内 4. 10年以内 5.10年以内 ◎上記の据置期間は 運転資金 6ヶ月以内 設備資金 2年以内
奈良商工組合中央金庫支店	**短期運転資金**（手形貸付、手形割引） **長期運転資金、設備資金**（証書貸付） なお組合員に対する貸付は原則として所属組合を通じて転貸するが事情によっては直接貸付も可能	原則として 1. 組 合 5億円 2. 組合員 5千万円	貸出期間 組合貸 直接貸 1年未満 年利7.5% 年利7.7% 1年以上 年利7.9% 年利8.1% 手形割引 年利7.5% 年利7.7%	1. 短期運転資金 1年未満 2. 長期運転資金 1年以上10年以内 3. 設備資金 1年以上12年以内
環境衛生金融公庫	1.**一般貸付** 2.**特例貸付** 3.**災害貸付** 設備資金 運転資金 但し運転資金は組合等が行なう共同資金に限る。	1. 組合員 1,500万円以内 但、クリーニング業 5,000万円以内 2. 組合、1億円まで	1. 設備資金 運転資金 7.7% 2. 特定設備 年7.5% 年6.5% （年6.5%のものは4年目から年7.0%）	1.設備資金 7年以内（特定設備10年） 据置期間…1年以内（特別な場合2年以内） 2.運転資金 5年以内 据置期間6ヶ月

奈良県中小企業資金融資制度

名称	資金種別	貸付限度	貸付条件	保証人その他
中小企業設備貸与制度	設備を買取条件で貸与	貸与設備 20万円以上800万円まで	貸与期間 4年6カ月 保証金 貸与額の10% 貸与損料 年5.0% 償還方法 半年賦均等償還	保証人 2名以上 担保 貸付対象設備
奈良県小売商業店舗等改善資金融資制度	設備資金	1事業者につき 500万円	貸付利率 年6.5% 貸付期間 5年以内 償還方法 割賦償還とし、必要により6ヶ月以内の据置期間を認める。	南都銀行所定の条件とする
奈良県小規模事業者小口簡易融資制度	運転資金	1事業者につき 80万円	貸付利率 年7.3% 貸付期間 2年以内 （ただし据置期間2ヶ月を含む） 償還方法 月賦償還 保証料 年0.91%	奈良県信用保証協会の追認保証 保証人 なし 担保 徴しない
奈良県部落産業小規模事業者特別保証制度	運転資金 設備資金	1事業者につき 300万円	保証料 免除 保証期間 原則として2年以内、ただし必要により5年以内とする 返済方法 分割（据置期間 2ヶ月以内） 貸付利率 年7.1%	保証人 50万円を超えるものについてのみ必要 担保 徴しない

奈良市中小企業資金融資制度

制度名	資金使途	貸付限度	貸付利息等	貸付期間	担保	保証人
小口簡易融資	事業資金（運転資金）	1企業 100万円以内	1. 市との契約機関の所定の利息 2. 保証料0.91% 但し、融資完済後予算の範囲内において市より補給金として交付する	2ヶ年以内	原則としてなし	連帯保証人2人
無担保保証人小口融資	〃	1企業 80万円以内		2ヶ年以内	不要	不要

◎融資対象は奈良市内で引きつづき1年以上同一事業を営み市税を完納している企業で小口簡易融資は資本金1千万円以下又は従業員50人以下の企業、無担保無保証人小口融資は資本金1千万以下又は従業員5人（商業・サービス業は2人）以下の企業

奈良県信用保証協会保証制度

	制度名	保証額金の最高限度	保証期間	保証料(年)	担保	保証人	申込窓口
①	普通融資保証	個人、会社 2,500万円（その他300万円） 組合 5,000万円（その他300万円）	運転 3年以内 設備 5年以内	1.38%	必要の場合要	2名	保証協会金融機関
②	無担保無保証人特別小口融資保証	80万円	運転 2年以内 設備 3年以内	0.91%	不要	不要	同上及び市町村、商工会商工会議所
③	小規模事業者特別小口融資保証	100万円	運転 2年以内 設備 3年以内	0.91%	不要	2名	保証協会金融機関
④	県小規模事業者小口簡易融資保証	80万円	運転 2年以内	0.91%	不要	不要	商工会議所 商工会
⑤	県部落産業小規模事業者特別小口融資保証	300万円	2年以内（ただし必要により5年以内）	不要	不要	50万円以内不要 50万円超 2名	部落解放同盟（企業連合会）
⑥	年末、夏季特別融資保証	200万円	運転4ヶ月以内	100万円以下 0.91% 100万円超 1.09%	不要	2名	保証協会金融機関
⑦	県小売商業者店舗等改善資金特別融資保証	500万円	設備 5年以内	1.09%	不要	2名	金融機関

尚、貸付方法、償還方法等その他詳細については当所中小企業相談所にお問合せ下さい。

小規模事業者のための税制

小規模企業の体質改善と近代化促進のため、国は小規模企業の税負担の軽減、近代化のための課税上の特別措置を講じています。

(1) 個人事業者のための措置

個人事業者については、所得税において基礎控除、配偶者控除、扶養控除、以外とくに小規模企業対策として小規模企業共済掛金控除などの所得控除のほか、新たに四十七年度から一律年額十万円の青色申告控除が創設されました。これらの措置により中小企業者の課税最低限はいっそう高められることになりました。

項目	摘要
基礎控除	二〇万円
配偶者控除	二〇万円
扶養控除	十四万円但し配偶者がない人の第一人目の扶養親族については十五万円
小規模企業共済掛金控除	昭和四七年度からは年最高一二万円まで控除
青色申告控除	新たに昭和四七年度から一律一〇万円

また地方税でも住民税や事業税の専従者控除、事業税の事業主控除など個人事業者に対しては、特別の措置がとり入れられています。

(2) 小規模法人のための措置

小規模の法人事業者については、法人税の軽減税率の適用があります。また同族会社に対する留保課税については四十一年度からその非課税限度額の引上げをはかることにしています。さらに四十七年度からは、小規模企業者などの取得する機械についての初年度から特別償却制度が、これまでの中小企業合理化機械の特別償却制度に代って創設されています。

区分		普通法人
その他の所得金額		期末資本金額一億円以下の中小法人
軽減税率適用所得金額	所得年三〇年三〇〇万円〇万円以下	二八%
	をこえる所得	三五%
	二二%	二六%

事業主にも退職金制度があります
小規模企業共済制度とは？

事業主が「退職する」、たとえば……

第一線を引退し老後を楽しみたい、経営の都合による工場や商店の閉鎖、自分に万一のことがあったとき

このような事態が起こったときに備えて事業主の生活安定をはかる退職金制度それが国でつくられた〈企業共済〉制度です

○この制度の特色は

1 安全確実、高利回り

共済金額は法律によって定められており政府が責任をもちます

2 所得控除があります

掛金は全額が所得税・住民税ともにそっくり課税対象から控除されます。生命保険料控除とは別枠です。又一括前払分も控除されます

3、共済契約の承継

個人事業主から配偶者や子どもが事業をひきつかれるときそれまでの契約を新しい事業主にそのまま、承継することができます

○加入できる方は

常時使用する従業員が20人（商業とサービス業では5人）以下の事業主及び会社や企業組合・協業組合の役員の方々です

○毎月の掛金は

毎月の掛金は最高一万円（二〇口）までの範囲内で口数を自由にきめて加入できます又途中増額もできます

○共済金の支払は

つぎの事由が生じたときに支払われます

共済金A

1個人事業をやめたとき（死亡を含む）

2会社や企業組合、協業組合の役員がその法人の解散によりやめたとき

共済金B

1役員が疾病・負傷により役員をやめたとき（死亡を含む）

2六十五歳以上で二十年以上掛金を支払っているとき（老齢給付）

準共済金が支払われる場合

1個人事業を会社組織にかえてその役員にならないとき

2個人事業を配偶者や子に譲ったとき

3役員が疾病負傷死亡あるいは解散以外の理由で退職したとき

共済金等の一覧表

20口1万円掛けの場合	5年目	10年目	20年目
掛金合計	600,000円	1,200,000円	2,400,000円
共済金A	817,400円	1,943,000円	5,624,600円
共済金B	663,400円	1,552,000円	4,338,200円

本表は貨幣価値の変動に合せて5年毎に再検討されます

※お申込みは当所中小企業相談所

相談事例のご紹介

【問】 当所では現在パートを三人ほど雇用していますが、若い人の補充が出来ないので、その間パートを二人ほど採用したいと思っております。パートについてはいつになるかわかりませんが、若い人の補充がついた時にやめてもらう予定ですが、やめてもらうという例は今までになかっただけに採用の前からその点を考えて採用したいと考えています。この場合(1)パートの解雇は何も問題がないと思いますがどうですか(2)期間をもうけて採用するとした場合最高どの位きめられますか(3)期間をもうけて採用した場合その期間内にやめてもらうということは出来ますか。(奈良市内A社)

【答】 パートタイマーの性格については、一般に労基法上、普通の労働者と違うように考えられますが、パートタイマーも労基法上は通常の労働者であることにかわりありません。そこで第一のパートの解雇について考えてみますと、労基法第二十条第一項で「使用者は労働者を解雇しようとする場合少なくとも三十日前に予告するか、三十日分以上の平均賃金を支払わなければならない」と規定し、例外規定として二十一条で①日々雇い入れられる者で継続使用期間が一カ月未満のもの②二カ月以内の期間を定めて使用されるものでその期間をこえて継続雇用されないもの③季節的業務に四カ月以内の期間を定めて使用されるもので、その期間をこえて継続雇用されることのない者④試の使用期間中の者でその期間が一四日をこえない者は適用がないことを定めております。上記四種の労働者に該当しない以上、労働者がいかなる名称で呼ばれていても解雇予告規定の適用をうけることになります。従って貴社の場合も「パートだから」という考えはなりたたないことになります。次に正当な理由なく解雇することは解雇権の濫用として許されないとされており、パートタイマーといえども同じですので留意する必要があります。

第二に新たに採用する場合の雇用期間をあらかじめ定めておくことが出来るか否かについては、労基法一四条で最高一年と規定されますので、必然的に一年以上の契約は出来ないことになります。

第三に雇用期間に定めをもうけた場合にその期間が満了しない前に雇用契約を解除できるかということですが、民法の規定をみますと雇用契約に期間の定めがある場合でその雇用契約期間満了前に契約を解除することは「止むを得ない事由のある時」又は「使用者が破産した時」（民法六二八、六三一）に限って認められております。しかし民法の規定は任意法規ですから採用されるにあたり期間を定められた時はあらかじめ解雇権を留保する定めをしておけば、民法の規定する理由によらなくても解雇できます。有期雇用の場合は口約束でなく、雇用契約書をとっておくことがよいと思います。

尚、雇用期間が二カ月以上に及んで解雇する場合は前記の解雇予告が必要であることは勿論です。（当所経営指導員）

【問】 当社は現在政府管掌の社会保険に加入しており、今度社員寮の建設を計画しておりますが、厚生年金の還元融資を受けるにはどう云う条件を満たしていればよいかおしえて下さい。（奈良市内、

乙社）

【答】 厚生年金保険では、毎年積立てられた保険料は、政府により運用されており、この運用方法の一つとして直接、保険料の拠出者である被保険者やその家族の福祉の向上をはかるため、いわゆる還元融資として毎年度の積立金から、低利子かつ長期の償還期限で貸付が行なわれております。貸付の対象は、地方公共団体、事業主、その他でこの内事業主については年金福祉事業団が直接貸付を行なうことになっています。

貸付の対象は ①療養施設 ②休養施設 ③体育施設 ④教養文化施設 ⑤給食施設 ⑥住宅 ⑦老人・身体障害者・母子・児童のための施設並びに生活改善施設等で、**貸付を受けられる者は** ①厚生年金保険の適用事業所の事業主 ②農業協同組合、連合会。消費生活協同組合、連合会。水産業協同組合。中小企業等協同組合。森林組合、連合会。③健康保険組合、連合会。国民健康保険組合、団体連合会 ④宗教法人。民法法人で被保険者の福祉の増進に必要な業務を行なうもの。⑤日本赤十字社 ⑥社会福祉法人 ⑦日本勤労者住宅協会 ⑧その他厚生大臣が指定する法人。

貸付限度額は、最低50万円で最高限度は別に定めはありませんが、貸付額は所要額（事業団で定めた基準で算定した事業費）に次の割合を乗じた額の範囲内とされています。(1)大企業の事業主（商業、サービス業50人以上、鉱業千人以上、その他は300人以上の被保険者を使用する企業）については、住宅資金70％、その他80％、(2)中小企業、その他法人は90％、**貸付利率、償還期間、据置期間については**、大企業の場合、年7％、中小企業、その他の法人は年6.5％で、償還については、大企業、中小企業及びその他の法人ともに①住宅は年18～35年以内②病院、診療所は15年～20年③厚生福祉施設は15～20年④設備備品購入資金は5年以内です。又据置期間については②は1～2年③3年④6ヶ月以内です。

償還方法は、原則として半年賦元金均等償還で毎年9月20日と3月20日が償還日となっています。借入の手続については借入申込書その他所定の書類を三通（正1通、写2通）を年金福祉事業団の指定する金融機関に提出することになっています。申込の受付期間は4月1日から12月31日で融資決定は通常の場合、受付されてから2ヶ月以内に行なわれます。なお、詳しくは県の保険課へお問合せ下さい。（当所経営指導員）

【問】 割賦販売を行っている場合税務上の収入及び費用の帰属時期はどうなりますか。（奈良市内、O商店）

【答】 月賦、年賦およびその他の賦払いの方法により対価の支払を受けることを定型的に定めた約款に基づき商品などのたな卸資産を割賦販売した場合は、その年において割賦販売したすべてのたな卸資産にかかる収入金および費用の額についてその後毎年継続して、次の算式に示すような割賦基準の方法で経理したときは、その年中に支払期の到来した賦払金に相当する利益をその年分の利益の金額とすることができます。

① 割賦販売の対価の額Ⓐ－（売上原価＋販売手数料）Ⓑ＝利益の額Ⓒ

② 利益の額Ⓒ×$\frac{\text{その年分の賦払金の額Ⓓ}}{\text{賦払金の合計額Ⓐ}}$＝その年分の利益の額（当所経営指導員）

税務署だより

所得税第二期分の納税は十一月三十日まで

十一月は、所得税第二期分を納める月です。納税する金額は、七月に納めた第一期分と同額です。これは、十一月一日から十一月三十日までにもよりの金融機関に払い込むことになっています。

納期限の十一月三十日に遅れますと、延滞税がかかります。この延滞税は、十二月一日から十二月三十一日までの期間は年利七・三％、翌年の一月一日からは一四・六％の割合でかかります。納期限を忘れないように注意しましょう。

主婦のパート収入31万8千円未満であれば夫の所得から配偶者控除OK！

パートで奥さんに収入がある場合、給与所得控除後の「給与所得」が一年間で十五万円以下であれば、配偶者控除が受けられます。

そこで所得が十五万円を収入金額になおすと、三一万七、九九九円になりますので、一年間のパート収入がこの金額以下であれば、配偶者控除ができます。

◎企業に人材を！

人材開発コーナ速報!!

（自昭和47年９月10日～至10月20日分）

当所では奈良公共職業安定所の協力を得て標記コーナーを設け、ご好評のうちに積極的に求人開発を続けておりますが、９月以降の求職者のリストを一括取纏めましたので是非ご利用下さい。

なお、リスト中には既決定済のものもあるかと存じますので、その場合不悪ご諒承下さい。またご希望の向きは当所にお問合わせ下さい。

○男子の部

希望職種	求職人員
一般事務	8
営業	7
医療機器営業	1
販売店員	2
電機修理販売	1
販売外交	5
集金係	1
建築設計事務	1
デザイナー	2
鋳物工	1
倉庫管理	2
運転手	1
クレーン運転手	1
合成化学技能士	1
和食調理見習	1
生コンプラントマン	1
軽雑役	4

○女子の部

希望職種	求職人員
一般事務及び航空管理事務	17
営業事務	1
寮母	2
検査仕上	1
工場単労	5
軽雑役	4
店員	2
客室係	2
給食係	3
飲食係	1
保母	2

人の使い方

信頼のための四原則

バーやキャバレーで自分はモテていると思い込んでいる男が、実はホステスの間の鼻つまみ者だなどということはよくあることだが、職場の管理者にもこれによく似たことがあるようだ。

ある調査をみていたら、管理者の八〇％強が、〝あなたは部下から信頼されていると思いますか〟という質問にイエスという返事をしてあったが、実際に職場で働く人に、上役を信頼しているかどうかをたずねたものでは、信頼していると答えた者は三〇％を割っているからである。

同じ職場で働いている管理者とその部下との間の調査結果ではないので、この数字のズレをそのまま信用はできないがしかしどこの職場でも管理者が自分で思っているほどは、部下には信頼されていないことは確かなようである。

バーやキャバレーのホステスが客にそれとわかるように嫌う態度をみせないと同じように、職場でも管理者に対して露骨に不信感を表明する部下はきわめて少ないことを自覚していない、お人好しの管理者は結構多いようである。

それはともかくとして、職場を管理する管理者はその地位の上下にかかわらず、部下に信頼感を持たれることの重要性は説明するまでもないことだが、この信頼感は何によってつちかわれるのであろうか。

これを考えるために、例えば管理者が、部下に仕事を任せるときのことを考えてみよう。

〝この男なら安心して仕事を任せられる〟といって依頼する条件としては、その仕事を遂行できる能力を持っていることがいままでの実績などから明白であるということと、任せられれば、その依存にこたえる努力をする人柄であることが判っていることである。

これは上の者が下の者に対しての依頼の条件であるが、下の者が上の者に対しての信頼の条件も同じで、仕事上の能力面でも仕事外の能力面でも部下の依存に耐える能力を保持していること、部下に頼られればそれにこたえる誠実さがあることが、人の人格を重んじるとか、約束は必ず果すとかいった人柄であることの二つである。さらに、厳密にいうならこうした能力や人柄がそれまでの行動で実証されていること、その実証されたことを部下が知っていることであり、この四条件がそろえば、部下は自然に上役を信頼するものである。

部下に信頼されることを願うなら、管理者は、この四条件を満たす努力を続けることで、これを怠れば、たとえ十年、二十年にわたって築いた信頼感もくずれてしまうことを忘れないで欲しい。

商工中金本店　経営相談所

内田知二

会員消息

★新入会員

商業小売部会

◆㈱昭文社　清水　弘志
奈良市京終地方東側町四ノ六

◆みづほ教育機器㈱　符阪　清一
奈良市芝辻町八五番地ノ一〇
奈良県自由民主会館三階

◆㈱近鉄百貨店　檜原　敏郎
大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目一番
四三号

◆鮨桝（奈良ニチイ店）　平江　恭二
奈良市小西町二五（ニチイ内）

◆モリゴルフ　森　政行
奈良市東紀寺町二丁目一番一〇号

◆みつわ呉服㈱奈良店　大川進一郎
奈良市小西町二五（ニチイ内）

◆川井薬局　川井　昭彦
奈良市東向北町三〇

◆㊝食料品店　細川　彦泰
奈良市西寺林町二三

商業御部会

◆奈良三菱電機商品販売㈱　建内　静人
奈良市西木辻町七五番地ノ一

◆不二商事㈱　染田　藤義
奈良市尼ヶ辻町四丁目六九番地

工業部会

◆㈱関西発條製作所　豊川　武志
奈良県生駒市北田原町一七六八番地一

◆㈱富山産業　富山　友博
奈良市東紀寺町二―七―四

◆㈲筒井商会　筒井　博
奈良市二名町二七三一

◆㈾三浦鉄工所　三浦　保光
奈良市富雄三碓町大字返谷一五二〇

◆大浦貴金属工業所　大浦雄一郎
奈良市西ノ京町二八四番地

◆大和工機㈱　津山　由蔵
奈良市二名町二六九八ノ二番地

◆㈱ユニ　吉田米次郎
奈良市中町四九七六番地ノ二

◆浪速理化学研究所　水島　昌昭
奈良市西大寺新町一丁目九番十九号

◆藤木リース㈱　岸田　武志
奈良市中町二三六四

◆㈲草開製綿所　草開　敏夫
奈良市三条添川町一ノ四

観光部会

◆みやげ百貨商店　吉川　正男
奈良市春日野町二三

◆奈良パブリックゴルフ場㈱
長谷川謙吉
奈良市杉ヶ町三五番地（カイモトビル三階）

繊維工業部会

◆岡井縫製㈲　岡井　正治
奈良市芝辻町二丁目十一番二三号

工芸部会

◆㈱誠美堂　水川　照彦
奈良市六条西町一ノ七四九

◆画廊しもむら　下村　兼弘
奈良市油阪町四五六ノ一

建設部会

◆吉崎建設㈱　岩崎　栄吉
奈良市芝辻西町一六九

◆大欽工業㈱　小段　壽男
奈良市神殿町六三〇番地

◆㈱市川ガラス　市川　一
奈良市大森町一八五ノ一

◆㈱宅和建設　宅和　悟
奈良市萩ヶ丘町八一六ノ五

◆㈱岡田材木店　岡田栄一郎
奈良市押上町四六番地

◆三和建設㈱　小林　直正
奈良市尼ヶ辻町甲六七五ノ一

◆㈱新和設計事務所　山口　幸雄
奈良市三碓町三二一ノ三

◆㈱山本建材　山本嘉之助
奈良市法蓮佐保町

◆㈱奈良測量設計事務所　扇谷　泰之
奈良市芝辻町三丁目一二三―三

◆第一建材興業㈱　福嶋　一
奈良市大安寺町二一〇―五七

◆奈良大阪生コンクリート㈱
中川　亀継
奈良市八条町二四八番地

◆富士クリートポンプ㈱奈良営業所
加本　忠
奈良市大宮町二丁目一七二―四五番地

◆花田電気商会　花田　克彦
天理市勾田町七二ノ二

交通運輸部会

◆㈲山根電機工業所　山根　光男
奈良市三条大宮町一番十四号

★名称変更

◆新　田原屋寝装㈱
旧　㈲田原屋

◆新　㈱ブレーメン
旧　㈱神戸屋

★代表者変更

◆ヤオ薬品㈱
新　八尾　光治
旧　八尾　源作

◆奈良県屋外広告業協同組合
新　山田　善孚
旧　逸崎　秋夫

◆田原屋寝装㈱
新　久保田嘉一郎
旧　久保田　義一

◆㈱太田羅紗店
新　太田　恭治
旧　太田寅太郎

◆本田青紫園
新　本田　勝一
旧　本田　正人

◆㈱ブレーメン
新　吉川　昌三
旧　吉川　治雄

奈良市小売物価指数動向表

昭和45年平均＝100

品目＼月別・地域別		昭和47年6月	〃 7月	〃 8月	〃 9月	〃 10月
総平均	奈良	111.2	109.9	111.4	111.1	111.5
食料品	〃	109.5	101.6	111.0	108.9	108.5
穀類	〃	100.0	100.0	100.0	100.0	98.7
粉、粉製品	〃	110.7	110.7	115.7	115.7	115.7
野菜	〃	86.3	109.0	112.3	106.3	105.8
果物	〃	149.5	123.2	115.8	118.5	113.6
鮮魚介	〃	106.3	118.8	119.7	97.1	95.6
乾物	〃	112.0	114.3	114.3	114.8	116.0
畜産食品	〃	104.7	104.5	104.9	106.3	107.6
調味料	奈良	106.2	106.2	106.2	106.2	107.5
加工食品	〃	119.1	119.1	119.1	119.1	119.1
菓子	〃	101.8	101.8	101.8	101.8	101.8
嗜好品	〃	107.7	111.7	111.7	111.7	111.7
繊維品	〃	120.4	120.4	118.9	119.1	119.4
建材家具	〃	113.1	113.1	113.4	113.4	114.4
燃料	〃	114.2	114.2	114.1	114.1	114.1
機械器具	〃	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4
雑品	〃	109.7	109.9	110.5	110.4	110.6

◆奈良クラリオン㈱
新　森川　克美
旧　宇野　明人

★所在地変更

◆田原屋寝装㈱
新　奈良市茗荷町一八一番地
旧　奈良市十輪院町一〇

◆奈良花王製品販売㈱
新　奈良市北永井町三六五
旧　奈良市押上町

◆住友海上火災保険㈱奈良営業所
新　奈良市三条西町四八九
旧　奈良市高天町五番地オガタビル
六階

◆学文社
新　奈良市破石町六六〇
旧　奈良市西木辻町三五―一

◆奈良相互運送㈱
新　奈良市窪之庄町四七番地
旧　奈良市南京終町一丁目

◆㈱奥村組奈良営業所
新　奈良市高天町三八番地ノ三
近鉄高天ビル四階四一二号
旧　奈良市東向中町六

◆三笠温泉土地㈱
新　奈良市高天町三八番地ノ三
近鉄高天ビル三階三二〇号
旧　奈良市南京終町

★電話番号変更

◆田原屋寝装㈱
新　八一―〇三二五
旧　二二―二一五七

◆のとや衣料店
新　二二―二六六三
旧　二二―二六六六

◆㈱まるみや
新　二三―二六一一
旧　二二―六六三〇

◆中村文昌堂
新　二三―七九四一
旧　二二―七五四一

◆㈱奈良事務機
新　二三―〇七二二
旧　二四―〇七二二

昭和四七年十月三一日印刷
昭和四七年十一月一日発行
奈良市東向中町六
編集兼発行人　和井田恒道
印刷人　近東弘七
奈良市尼辻町二丁目五七七
印刷所　共同精版印刷㈱
奈良市東向中町六
発行所　奈良商工会議所
電話奈良㈹六〇七五（代）

宇部興産株式会社特約販売店
宇部セメント、宇部生コン
スレート、タイル施工販売

合資会社 大東（ダイトー）商店

奈良市紀寺町９０８の３
電話奈良(0742)23—5735代

官報は法令によって公告紙としての使命も課せられています。

官報公広告のおすすめ

たとえば、会社が決算を行い、株主総会の承認を得た時は、すみやかに定款所定の方法に従って貸借対照表を公告しなければなりません。官報はこのような公告を掲載するため一般の会社で新聞広告よりも低廉にて掲載できます。

官報公・広告料金表

決算公告	1行につき 680円（8ポイント22字詰）	
合併公告・資本減少公告 組織変更公告・株券提出公告	1件につき 7,200円 （公告文の定形が定められています）	
広告・枠付公告	1枠記事中 7,800円 1枠最終頁 9,800円	横 2.9糎 縦 6.1糎 1段1/6
〃		

≪大蔵省印刷局指定≫
奈良県官報販売所
政府刊行物奈良サービス・ステーション
TEL 0742(22)8844(専用)
奈良明新社
奈良市橋本町36
TEL 0742(23)3131(代) 〒630
振替口座 大阪91807番

優 とは別ワクで100万円まで無税

商工中金の 財 リッショー

どんどんふえます

利が利を生む複利式ですから、どんどんふえます。毎月の積立額は１人１口1,000円刻みで自由にきめられるので、むりなくふやせます。

期間１年 無記名
ワリショー
年利回り5.708%

期間５年 無記名
リッショー
年利回り6.8%

商工組合中央金庫奈良支店
奈良市林小路町25番地の1・ＴＥＬ24—1221
（奈良郵便局北隣り）

綜合美術印刷

共同精版印刷株式會社

本社 奈良市尼辻町1丁目577ノ1 電話0742—(33)1221番(代)
大阪工場 大阪市南区竹屋町7番地 電話 06—(271)7951番(代)
東京工場 東京都文京区小石川4丁目15ノ15 電話 03—(813)7451番(代)

奈良県に本店のある
皆様の企業と家庭に奉仕する銀行

株式会社 **二十一世紀 榮相互銀行**

取締役社長 野村萬作

本店 奈良市下三条町八番地
支店 西大寺、東生駒、天理、高田
桜井、橿原、五条、下市
上市、大阪(北区南森町)

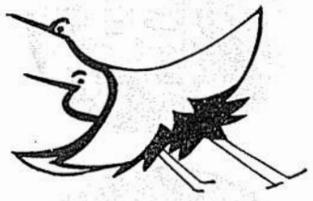
土地・住宅の
ご相談は
最も親切で良心的な好評のある
三和住宅グループまで

三和住宅株式会社
奈良市西大寺町(近鉄西大寺駅前) 電話(33)代0561

新奈良開発株式会社
奈良市西大寺町(近鉄西大寺駅前) 電話(33)代0561

三和建設株式会社
奈良市尼ケ辻町甲675－1 電話(33)代6846

お二人のはばたきを
おごそかに演じます



奈良唯一の結婚式専門の殿堂

春日殿

奈良市法蓮町ドリームランド通り
(法蓮中町鴻池バス停前)
TEL (23) (代) 6066

奈良・大和路



法華寺十一面観音像

お1人でも乗れる

奈良・定期観光バス

コース	下車拝観場所	所要時間	運賃料金
Ⓐ公園名所めぐり	春日奥山ドライブ・十国台で下車展望 春日大社・大仏殿(自由拝観)・興福寺	約3時間	610円
Ⓑ奈良・法隆寺・西の京めぐり	春日大社・大仏殿(自由拝観)・法隆寺 慈光院・唐招提寺・薬師寺	約6時間30分	1,380円
Ⓒ法隆寺・西の京めぐり	法隆寺・中宮寺・慈光院・唐招提寺・ 薬師寺	約4時間30分	1,260円
Ⓓ平城・浄瑠璃寺めぐり	法隆寺・平城宮跡・秋篠寺・西大寺(大茶盛)・大和文華館・浄瑠璃寺	約6時間	1,300円
Ⓔ飛鳥・万葉めぐり	壺阪寺・甘橿丘・飛鳥寺・石舞台・安 倍文殊院・聖林寺	約7時間30分	1,405円
Ⓕ室生・飛鳥めぐり	室生寺・甘橿丘・飛鳥寺・石舞台・壺 阪寺	約9時間	1,700円
Ⓗ赤膚山(元窯)西の京めぐり	唐招提寺・薬師寺・大和文華館・赤膚 山(元窯見学)	約3時間30分	900円
Ⓘ奈良奥山ドライブコース	若草山山頂と十国台で下車展望	約2時間	465円
Ⓚ公園名所早まわりコース	春日奥山ドライブ・春日大社・大仏殿 (自由拝観)	約2時間30分	475円

のりば＝＝国鉄・近鉄奈良駅前（ただしⒺコースは近鉄八木駅前Ⓕコースは近鉄室生口大野駅前からでも乗車できます）

お問合せ＝日本交通公社・近畿日本ツーリスト・日本旅行および有名旅行あっせん業者.

奈良交通

●奈良0742(22)5263　●大阪06(939)4571　●京都075(311)1165